

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、
 - ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）
 - または
 - ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）
- のうち、いずれかをいう。

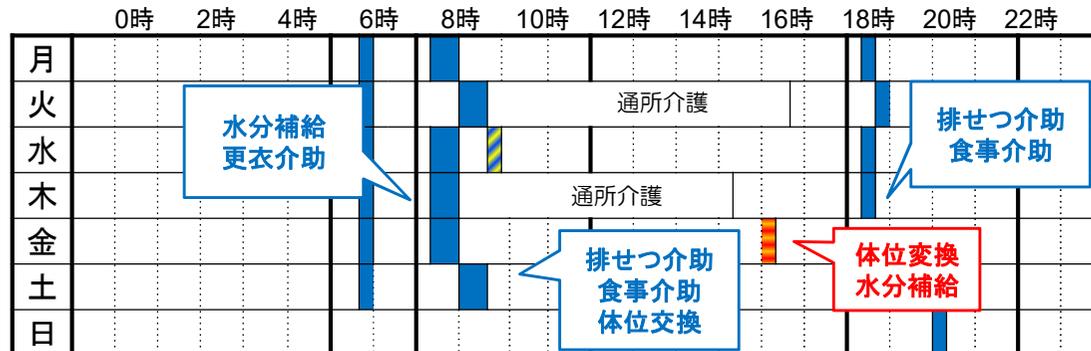
経緯

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設（平成24年4月）。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>



- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけではなく、必要ときに随時サービスを受けることが可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準

必要となる人員・設備等

職種		資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う 訪問介護員等	介護福祉士 実務者研修修了者 初任者研修修了者	<ul style="list-style-type: none"> 交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 オペレーターと兼務可能。
	随時訪問サービスを行う 訪問介護員等	旧介護職員基礎研修 旧訪問介護員1級 旧訪問介護員2級	<ul style="list-style-type: none"> 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。） オペレーターと兼務可能。
看護職員 (訪問看護サービスを行う職員)		保健師、看護師、准看護師 PT、OT、ST	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、看護師、准看護師あわせて2.5以上、うち1名以上は常勤の保健師又は看護師（併設訪問看護事業所と合算可能） オペレーターと兼務可能 常時オンコール体制を確保
オペレーター (随時対応サービスを行う職員)		看護師、介護福祉士等(※) のうち、常勤の者1人以上 + 1年以上訪問介護のサービス 提供責任者として従事した者	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要数 1名以上は常勤の看護師、介護福祉士等(※) 利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能
計画作成責任者		看護師、介護福祉士等(※) のうち、1人以上	<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等(※)のうち1名以上
管理者			<ul style="list-style-type: none"> 常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）

(※)・・・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

(注) ・・・介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種(介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される)

※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等(加配されている者に限る)との兼務可能

※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能

※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

※4 オペレーターの資格について、旧訪問介護員2級及び初任者研修修了者は3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者

定期巡回・随時対応対応型訪問介護看護の人員配置例

<p>同一敷地内の 訪問介護事業所</p>	<p>随時訪問従事者</p>	<p>定期巡回従事者</p>	<p>オペレーター</p>	<p>看護職員 (一体型のみ)</p>
<p>1人以上</p> <p>24時間通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問、オペレーター（※）の全ての職種を兼務することが可能（※利用者の処遇に支障がない範囲で、当該施設の他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務を認めている。）</p>		<p>1人以上</p>		<p>2.5人</p> <p>指定訪問看護サービスの提供も可能。（2.5人は一体的に計算）</p>
<p>1人以上</p> <p>24時間を通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問の職種を兼務すること、オペレーターを外部にて配置することが可能</p>		<p>または</p>		<p>連携型の場合は、自事業所に配置不要</p>
<p>1人以上</p> <p>24時間を通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問の職種を兼務すること、オペレーターを外部にて配置することが可能</p>		<p>・複数事業所間での集約化 ・併設施設等の職員活用により単独配置不要 ※別法人でも可</p>		<p>連携型の場合は、自事業所に配置不要</p>

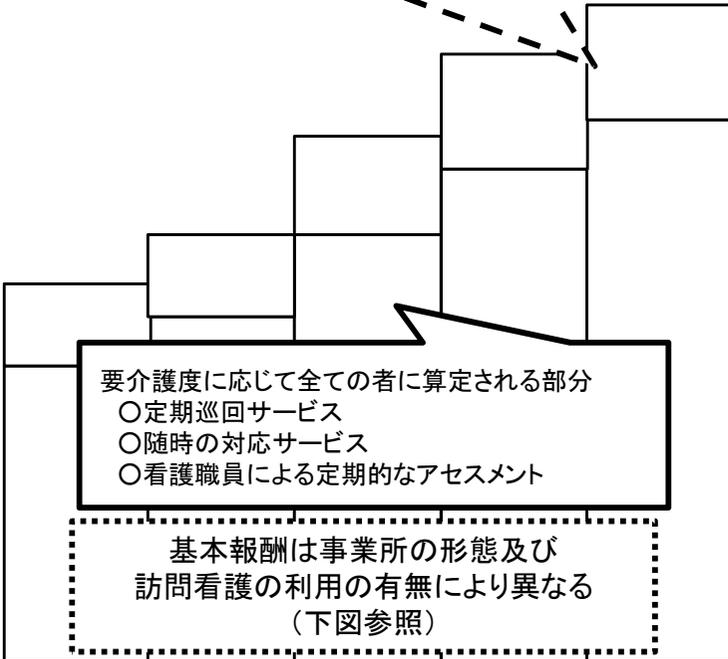
⇒ **事業の実施方法等に応じた柔軟な人材配置が可能**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬

※加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

医師の指示に基づく看護を受ける者に算定される部分
(看護職員による療養上の世話又は診療の補助)
※ 訪問看護を利用しない者・医療保険適用者は算定しない



要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

利用開始日から
30日以内の期間
(30単位/日)

緊急時の訪問看護サービスの
提供
(315単位/月)

死亡日及び死亡日前14日以内に
実施したターミナルケアを評価
(2,000単位/死亡月)

市町村が定める要
件を満たす場合
(上限500単位)

リハビリテーション職
との連携
・加算Ⅰ：
100単位/月
・加算Ⅱ：
200単位/月

退院退所時、医師等と
共同指導した場合
(600単位/回)

包括サービスとしての総合
的なマネジメント
(1,000単位/月)

中山間地域等でのサービス提供(5%・10%・15%)

介護福祉士や常勤職員等の割合や職員研修の実施等
の要件を満たす場合

・介護福祉士4割以上：640単位
・介護福祉士3割以上：500単位
・常勤職員等3割以上：350単位

【介護職員処遇改善加算】
(Ⅰ)13.7% (Ⅱ)10.0% (Ⅲ)5.5%
(Ⅳ)加算Ⅲ×0.9 (Ⅴ)加算Ⅲ×0.8
【介護職員等特定処遇改善加算】
(Ⅰ)6.3% (Ⅱ)4.2%

同一建物に居住する利用者に対するサービス提供
(△600単位/月 or △900単位/月)

准看護師による訪問看護
(▲2%/月)

通所系サービス又は短期入所系サービスを利用した場合の減算

通所系サービス利用1日当たり△62単位～△322単位
短期入所系サービス利用時は、短期入所系サービスの利用日数に応じて日割り計算

(注1)点線枠の加算は、区分支給限度基準額の算定対象外 (注2) [点線枠] は、一体型事業所のみ算定。

	一体型事業所			連携型事業所	
	介護・看護利用者	介護利用者		介護分を評価	連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護費 (連携先で算定)
要介護1	8,287単位	5,680単位	5,680単位	2,945単位	
要介護2	12,946単位	10,138単位	10,138単位		
要介護3	19,762単位	16,833単位	16,833単位		
要介護4	24,361単位	21,293単位	21,293単位		
要介護5	29,512単位	25,752単位	25,752単位		
				3,745単位	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の各加算の算定状況

	単位数 (令和元年10月改定後)	単位数 (単位:千単位)	割合 (単位数ベース)	件数 (単位:千件)	算定率 (件数ベース)	請求事業所数	算定率 (事業所ベース)
		総数	396,173	総数	25.3	総数	942
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		396,173	100.00%	25.3	100.00%	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(Ⅰ)(1)看護なし	5,680~25,752単位/月	41,319	10.43%	3.5	13.83%	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(Ⅰ)(2)看護あり	8,287~29,512単位/月	106,488	26.88%	6.5	25.69%	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(Ⅱ)	5,680~25,752単位/月	195,844	49.43%	15.2	60.08%	-	-
通所利用減算(1)看護なし	△62~281単位/月	△ 16,334	-4.12%	12.4	49.01%	-	-
通所利用減算(2)看護あり	△91~322単位/月	△ 5,422	-1.37%	3.7	14.62%	-	-
同一建物減算	△600~900単位/月	△ 7,415	-1.87%	11.1	43.87%	-	-
特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	×15/100	405	0.10%	0.2	0.79%	15	1.59%
中山間地域等における小規模事業所加算	×10/100	2	0.00%	0.0	0.00%	1	0.11%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	×5/100	5	0.00%	0.0	0.00%	4	0.42%
緊急時訪問看護加算	315単位/月	1,189	0.30%	3.8	15.02%	201	21.34%
特別管理加算(Ⅰ)	500単位/月	178	0.04%	0.4	1.58%	101	10.72%
特別管理加算(Ⅱ)	250単位/月	67	0.02%	0.3	1.19%	82	8.70%
ターミナルケア加算	2000単位	18	0.00%	0.0	0.00%	5	0.53%
初期加算	30単位/日	1,305	0.33%	3.0	11.86%	705	74.84%
退院時共同指導加算	600単位/回	25	0.01%	0.0	0.00%	21	2.23%
総合マネジメント体制強化加算	1,000単位/月	23,100	5.83%	23.1	91.30%	833	88.43%
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	2	0.00%	0.0	0.00%	1	0.11%
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	41	0.01%	0.2	0.79%	19	2.02%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	640単位/月	8,324	2.10%	13.0	51.38%	457	48.51%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	500単位/月	787	0.20%	1.6	6.32%	50	5.31%
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	350単位/月	191	0.05%	0.5	1.98%	13	1.38%
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350単位/月	149	0.04%	0.4	1.58%	5	0.53%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	×137/1000	43,861	11.07%	23.0	90.91%	842	89.38%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	×100/1000	1,647	0.42%	1.1	4.35%	41	4.35%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	×55/1000(※)	304	0.08%	0.4	1.58%	22	2.34%
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	×(※)×90/100	4	0.00%	0.0	0.00%	0	0.00%
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	×(※)×80/100	8	0.00%	0.0	0.00%	1	0.11%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護市町村独自加算	単位数は市町村にて設定	81	0.02%	0.2	0.79%	-	-

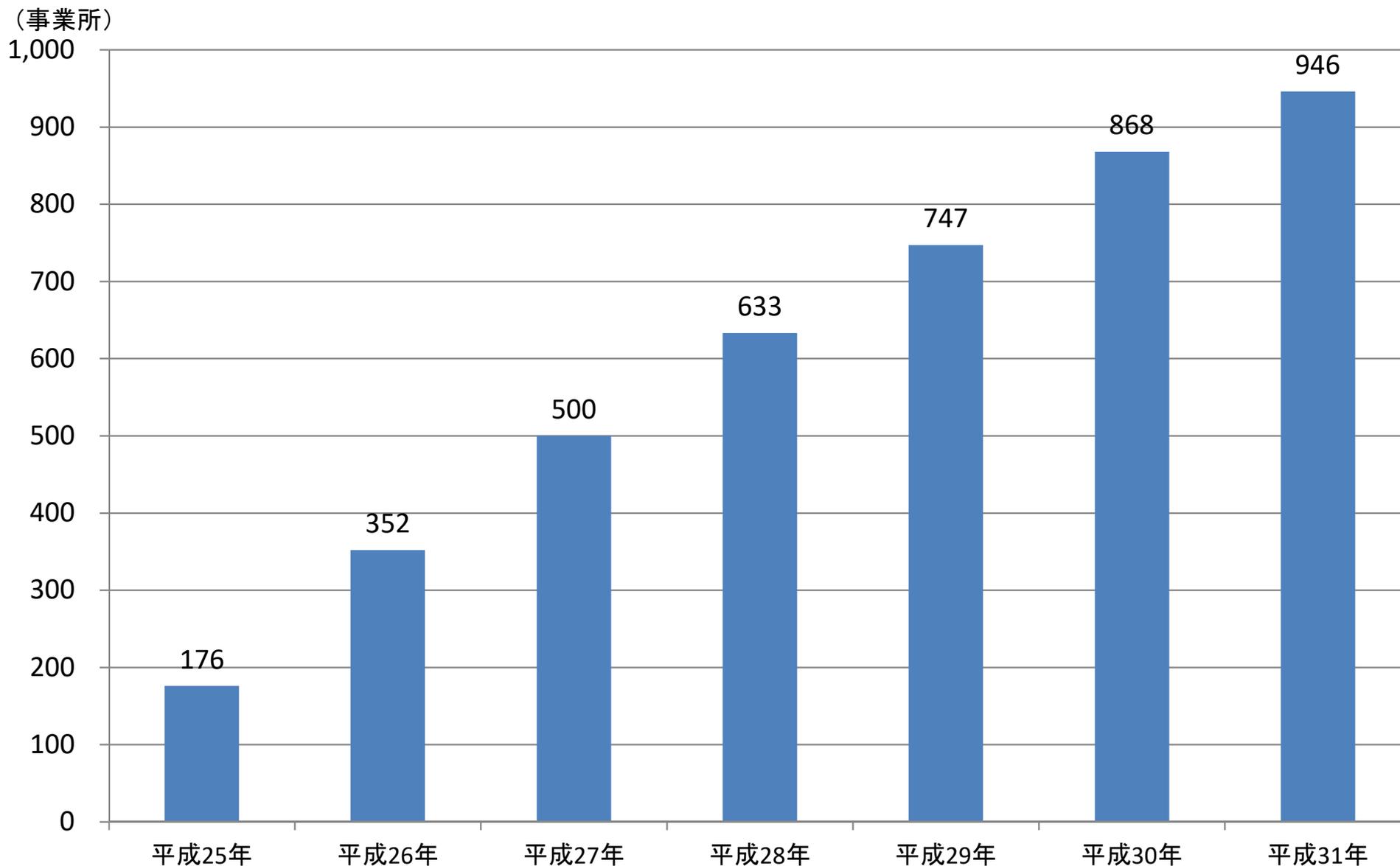
(注1) 「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2) 「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」平成31年4月審査(平成31年3月サービス提供)分及び介護保険総合データベースの任意集計(平成31年3月サービス提供分)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の請求事業所数

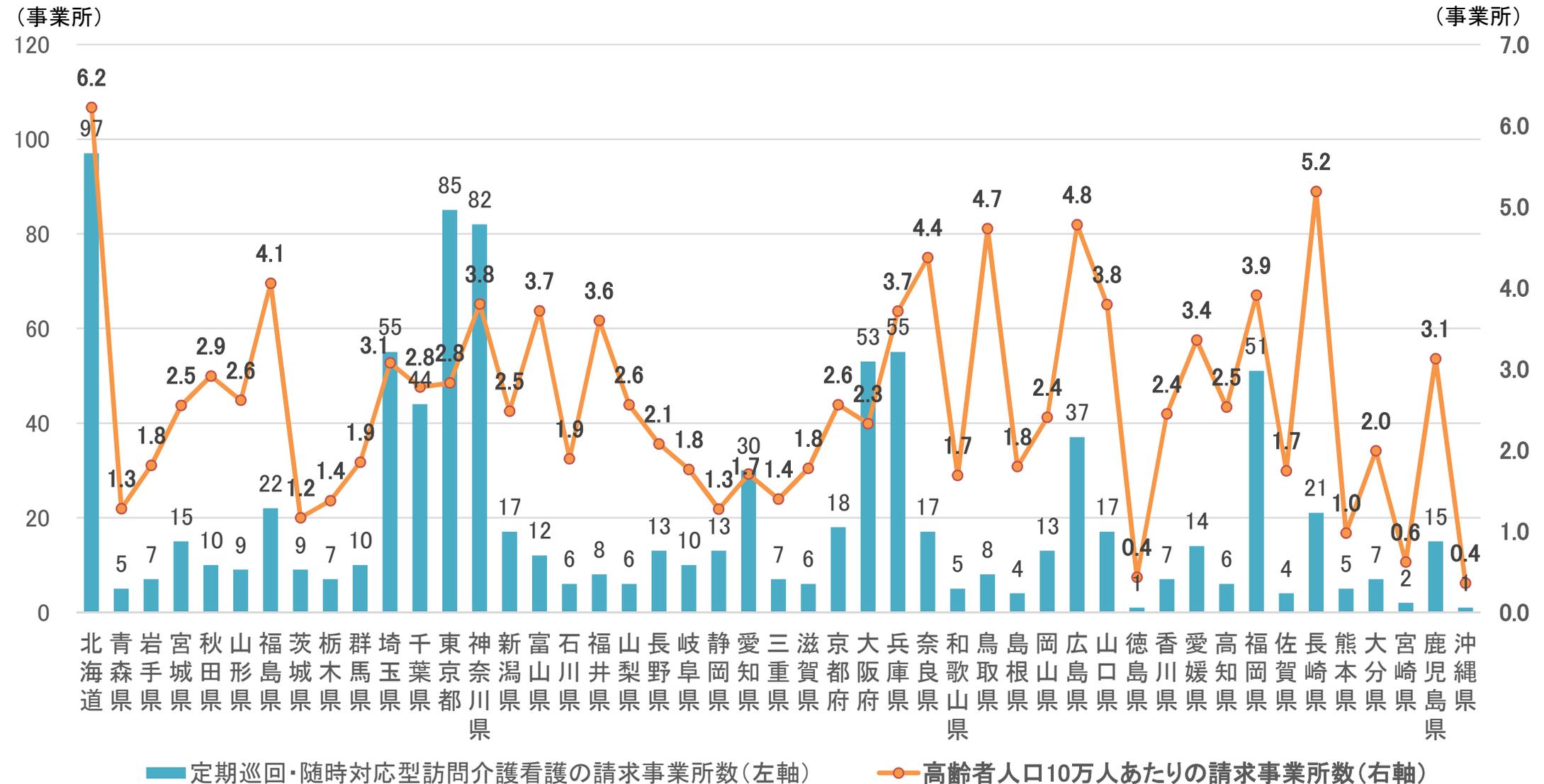


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：調査)」(各年4月審査分)

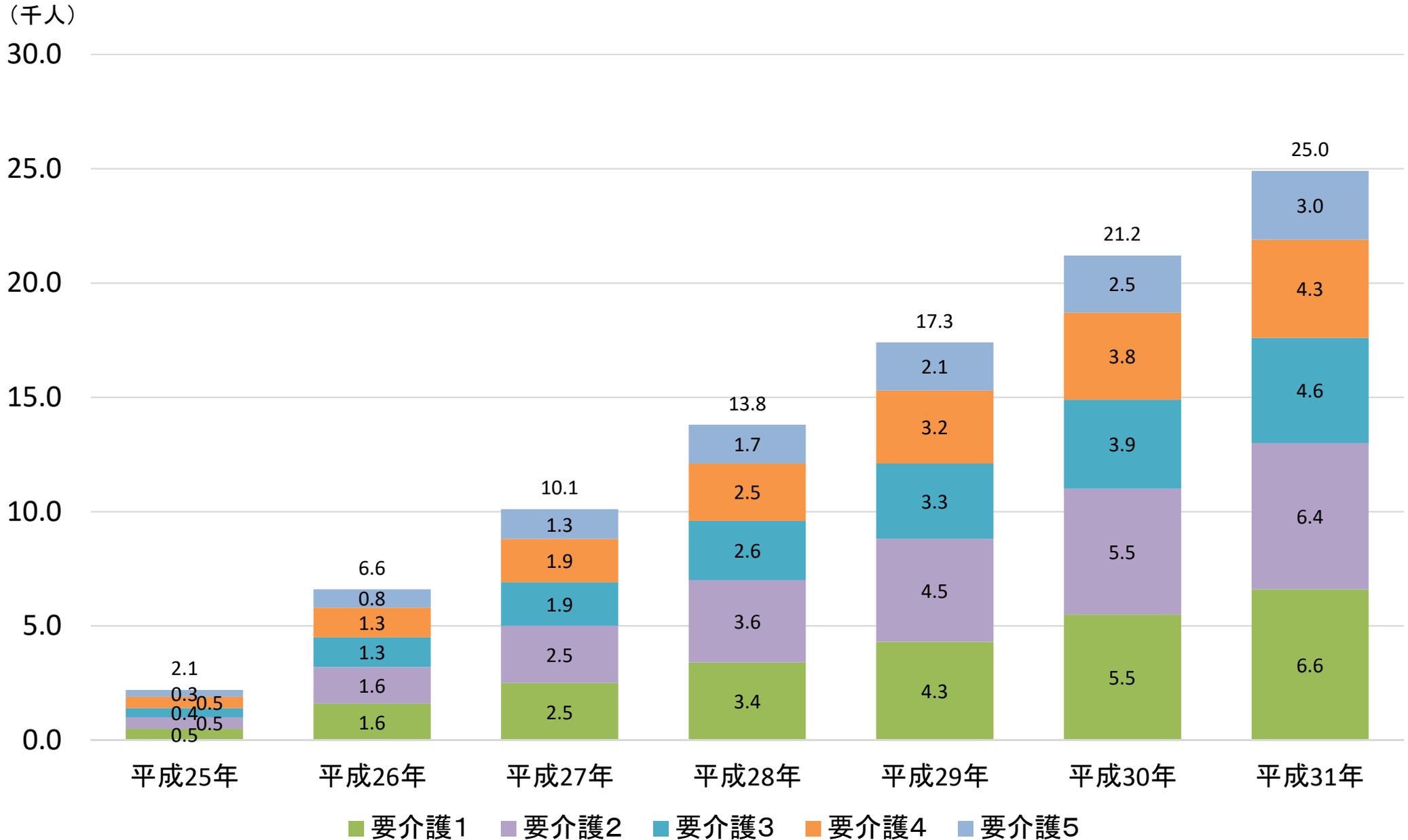
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の請求事業所数(都道府県別)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】請求事業所数:厚生労働省「介護給付費等実態統計」(平成31年4月審査分)
 高齢者(65歳以上)人口:平成27年国勢調査

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の受給者数



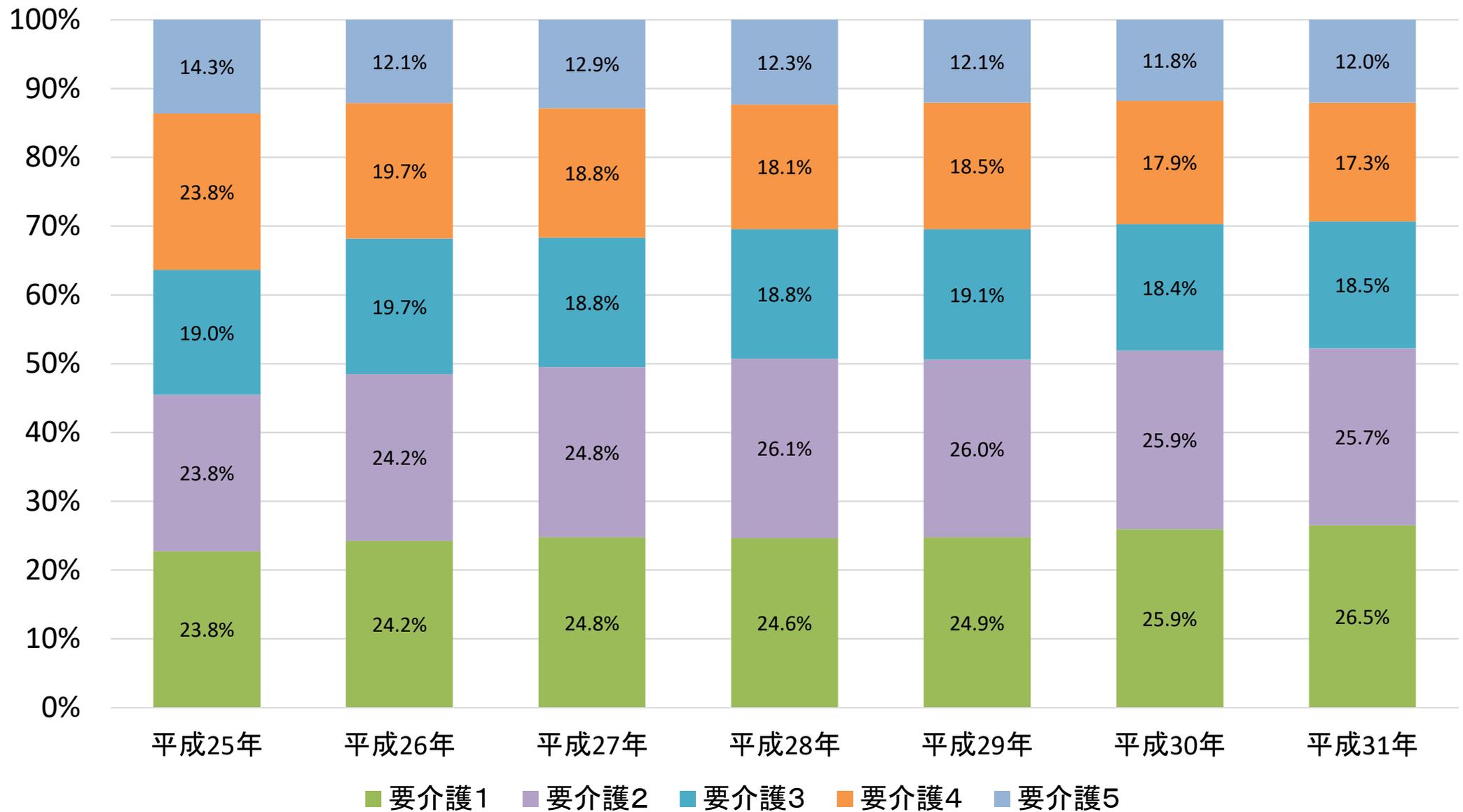
※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。

※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧:調査)」(各年4月審査分)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の要介護度別受給者割合



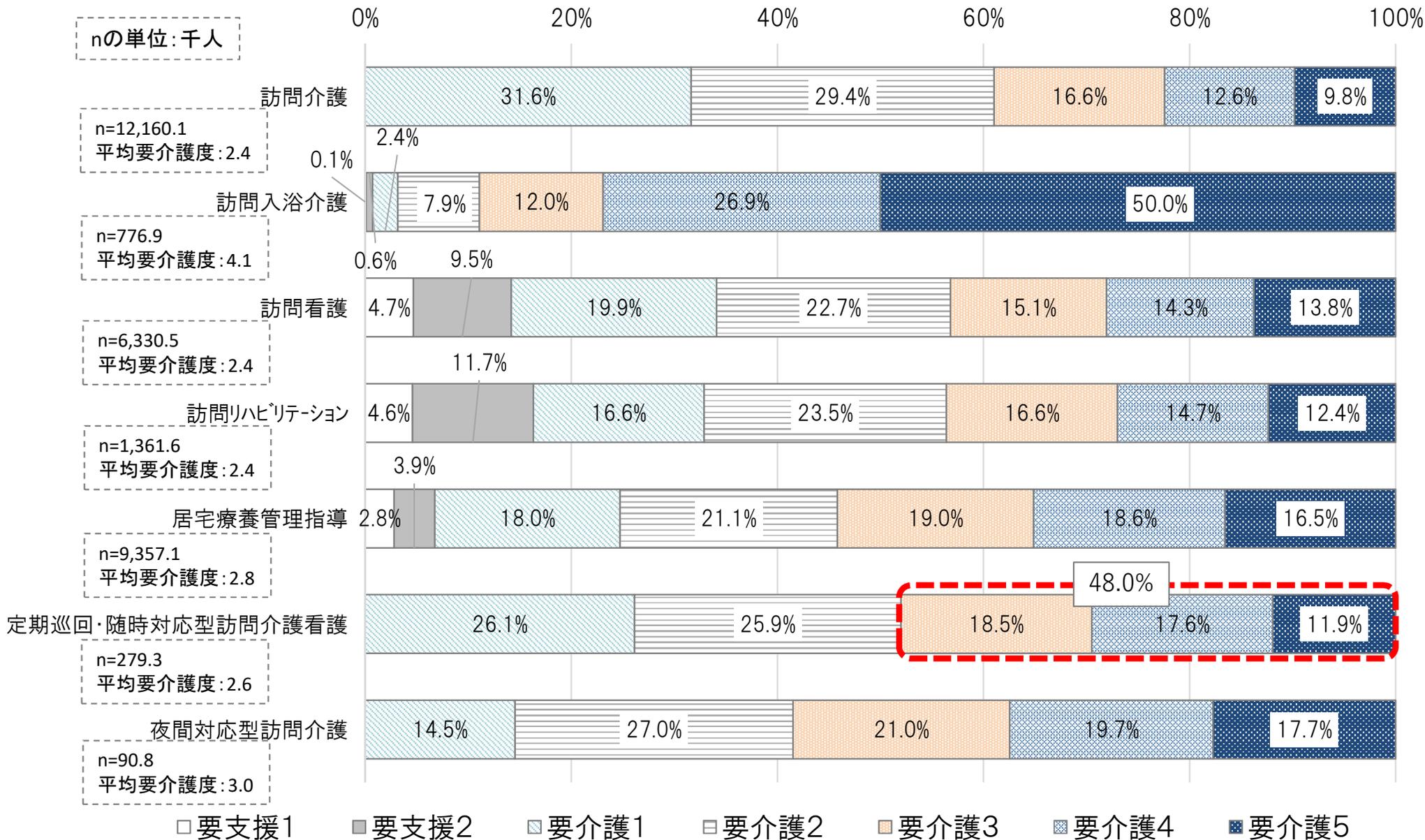
※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※平成24年4月創設

※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧:調査)」(各年4月審査分)

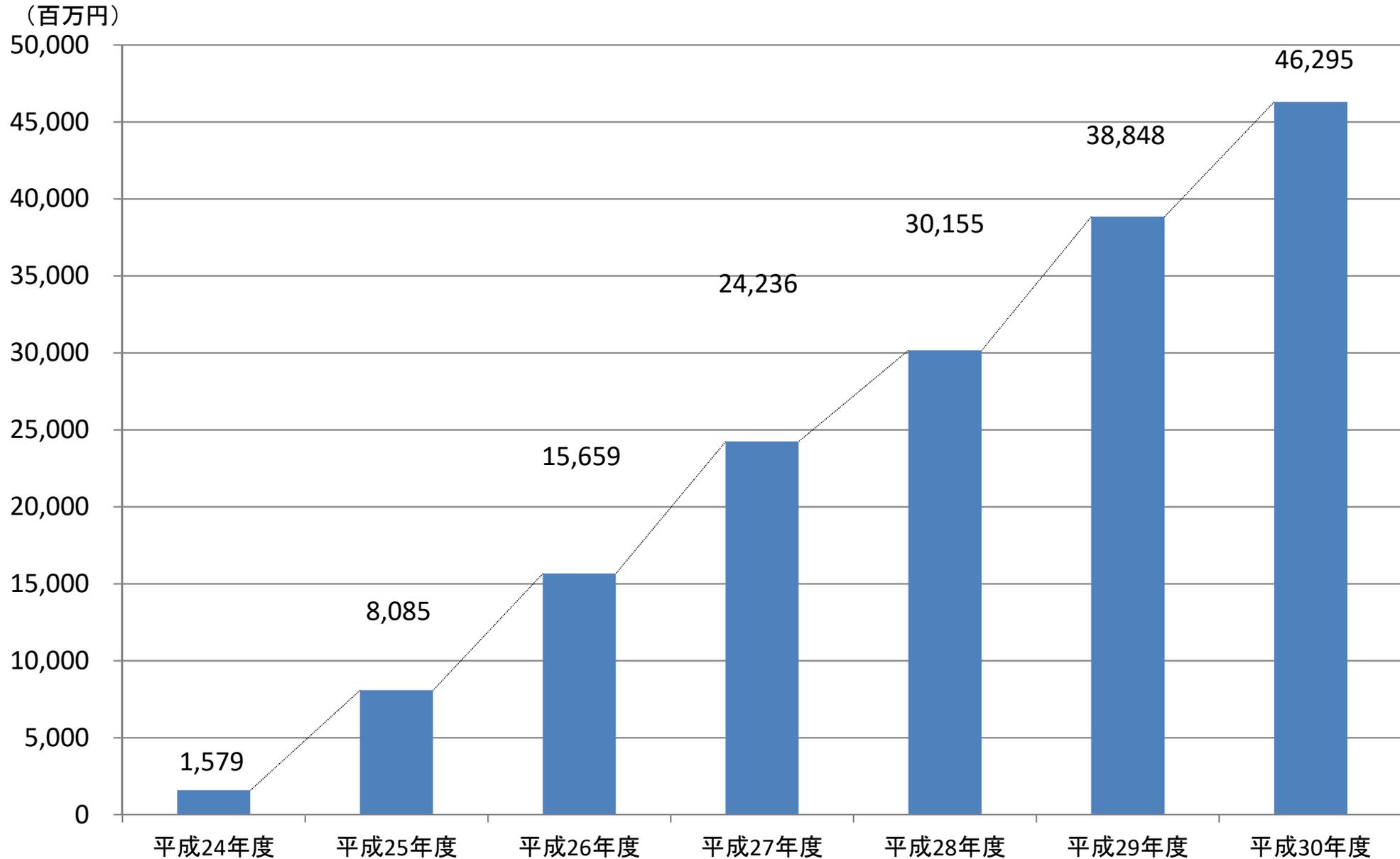
訪問系サービスの要介護度割合



(注)平均要介護度の算出にあたり、要支援1・2は0.375として計算している。

【出典】平成30年度介護給付費等実態統計報告(平成30年5月審査分～平成31年4月審査分)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

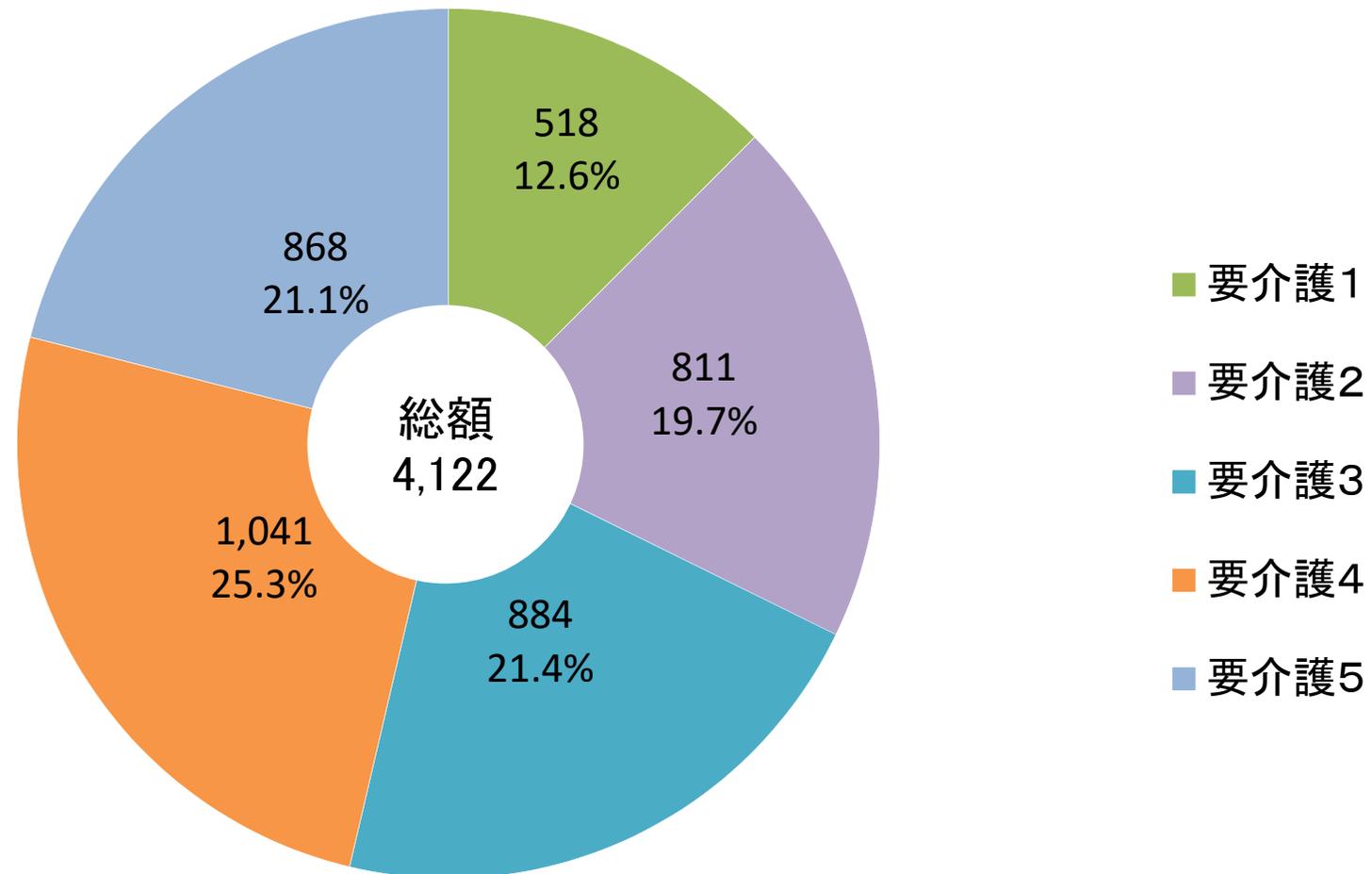
※平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の要介護度別費用額

○ 平成31年3月末現在、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの要介護度別費用額については、要介護4の割合が25.3%と最も高く、要介護3が21.4%、要介護5が21.1%と続く。

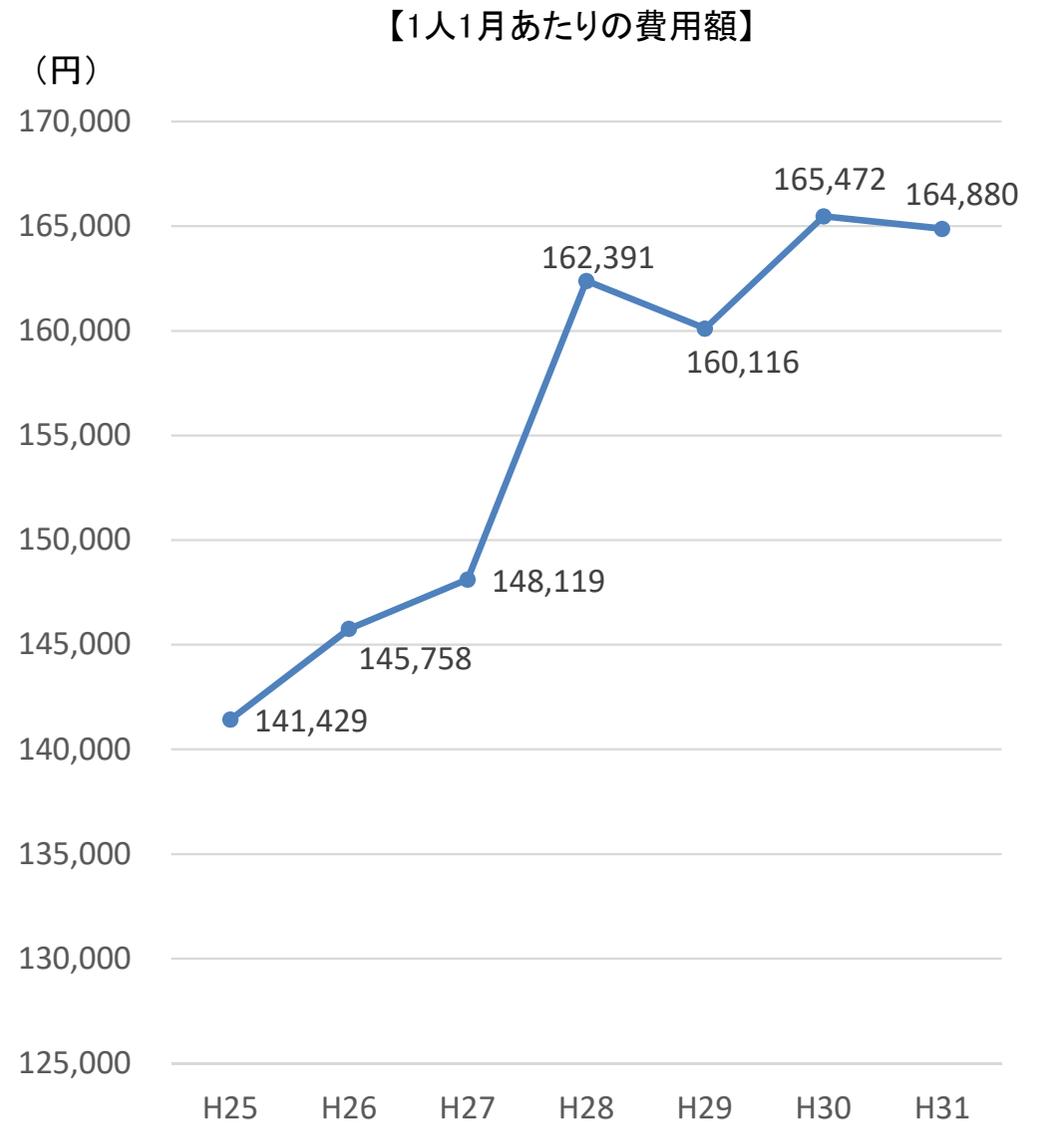
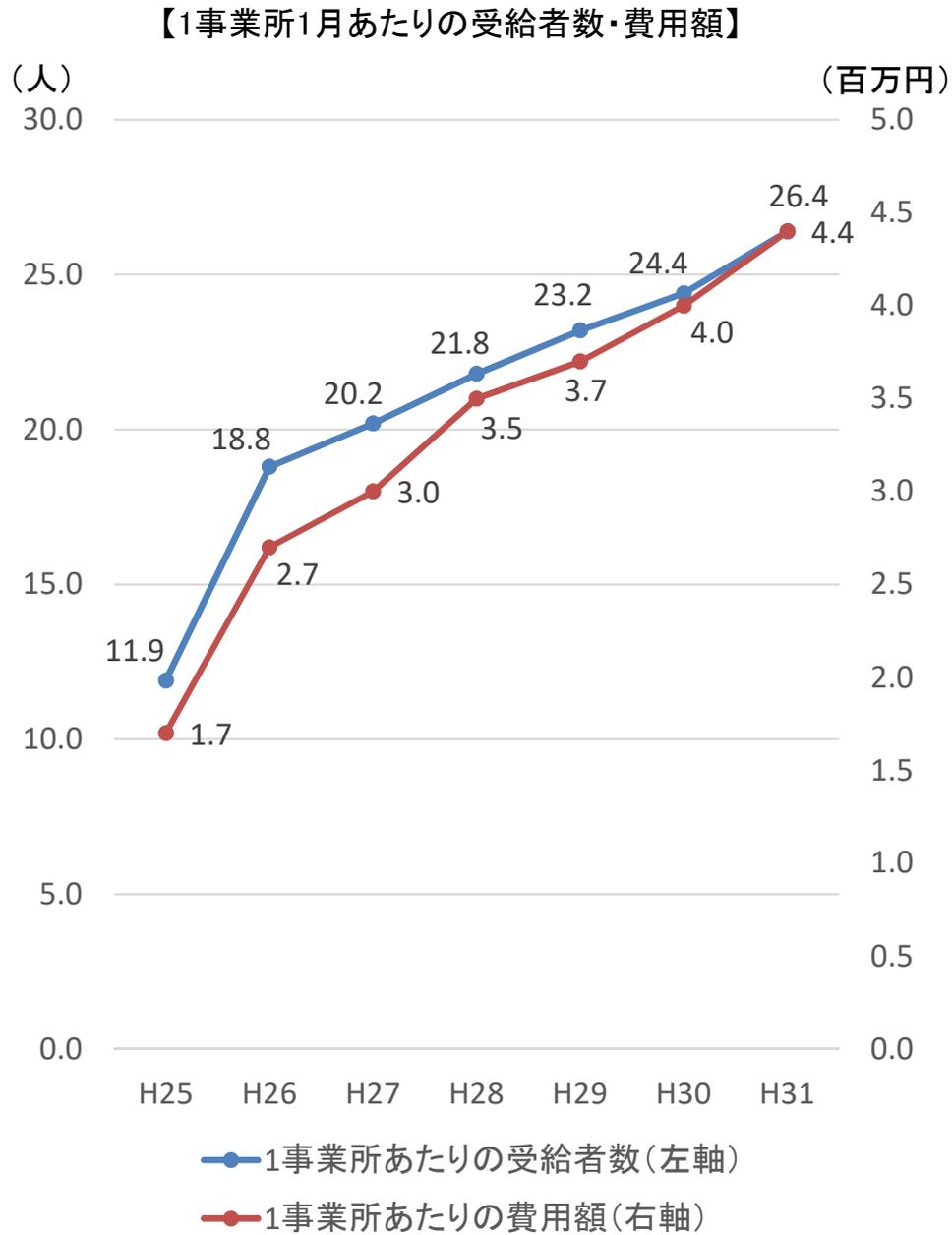
要介護度別費用額(1月あたり)

(単位:百万円)



出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計」平成31年4月審査(3月サービス提供)分
注) 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、1人1月あたりの費用額

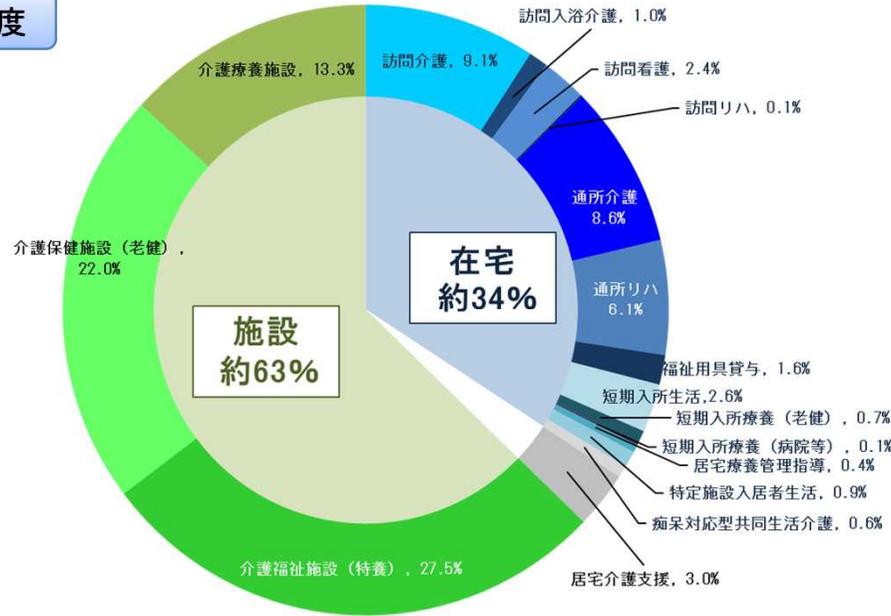


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
 ※平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。

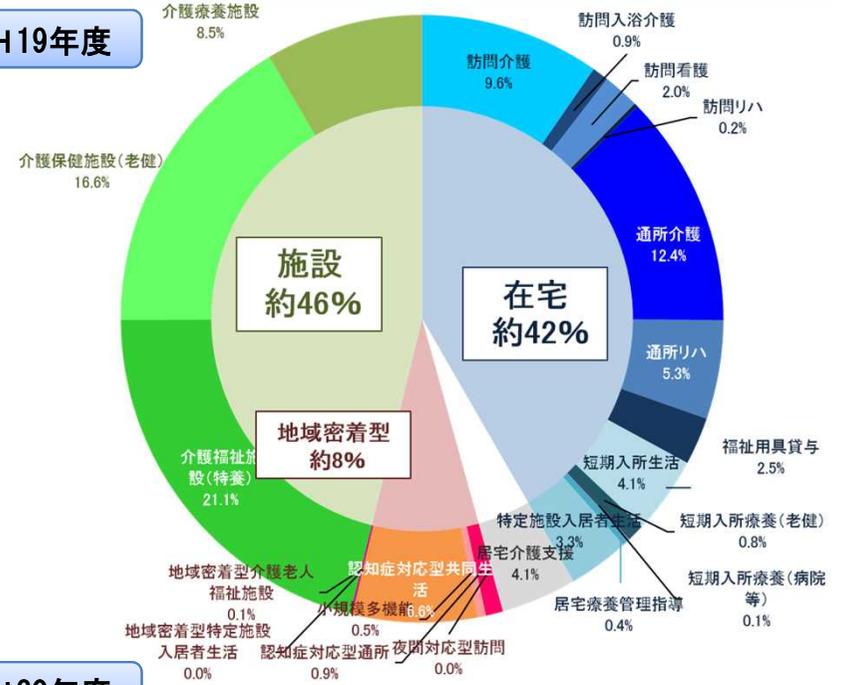
出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：調査)」(各年4月審査分)

サービス種類別介護費用額割合の推移

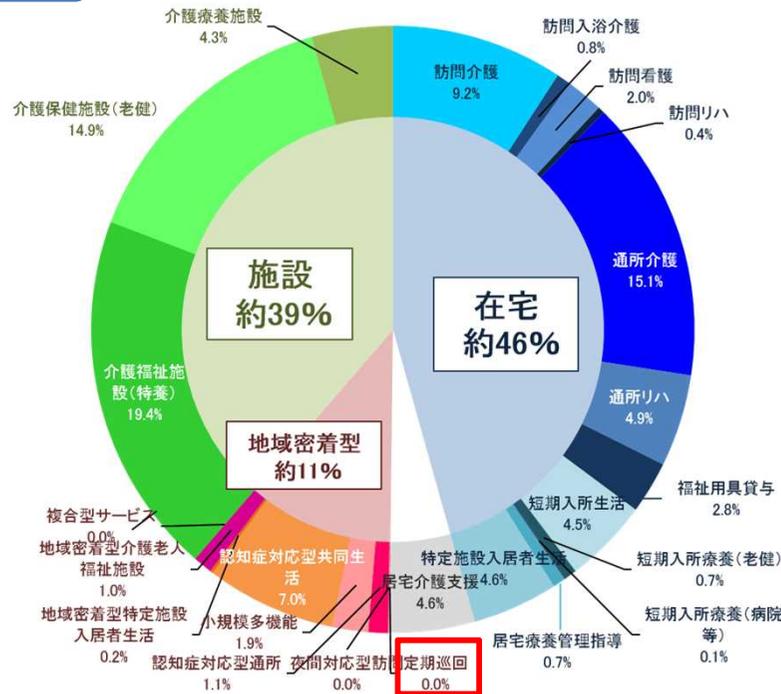
H13年度



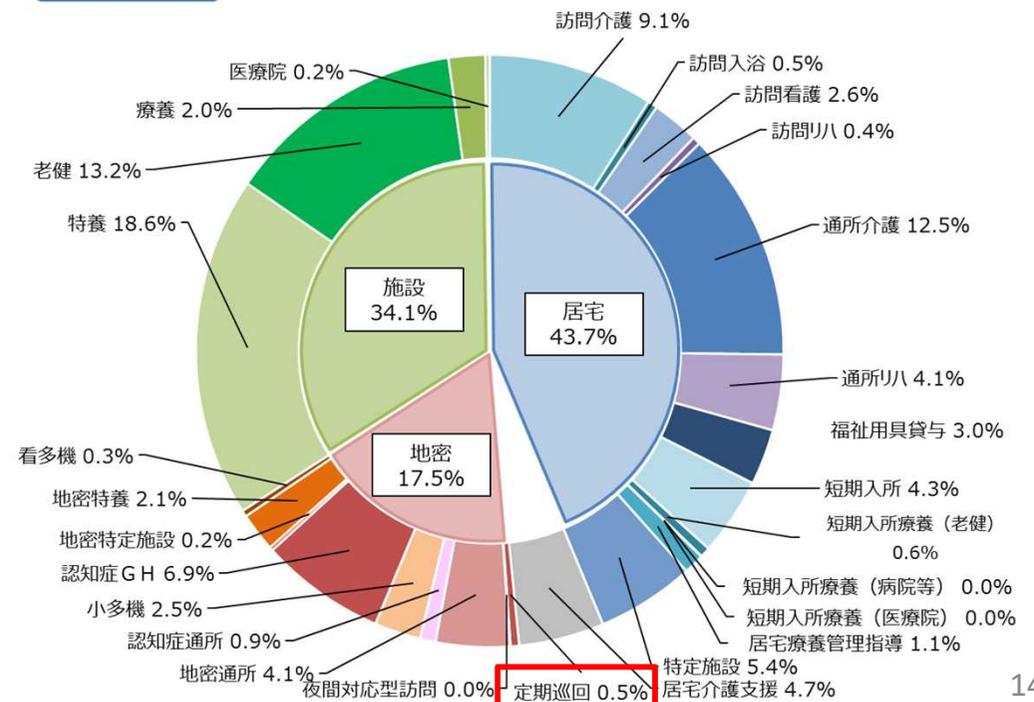
H19年度



H24年度



H30年度



[出典]介護給付費等実態調査(平成13年度から平成30年度)より作成

総費用等における提供サービスの内訳(平成30年度) 金額

		費用額 (百万円)	利用者数 (千人)	事業所数
居宅	訪問介護	900,694	1,456.7	33,176
	訪問入浴介護	52,495	123.0	1,770
	訪問看護	257,052	701.0	11,795
	訪問リハビリテーション	42,823	153.6	4,614
	通所介護	1,243,519	1,604.5	23,881
	通所リハビリテーション	409,205	621.8	7,920
	福祉用具貸与	302,033	2,413.1	7,113
	短期入所生活介護	422,572	739.1	10,615
	短期入所療養介護	57,484	152.9	3,781
	居宅療養管理指導	111,247	1,053.5	39,123
	特定施設入居者生活介護	532,291	280.6	5,550
	計	4,331,418	3,930.2	149,338
	居宅介護支援	465,401	3,581.1	39,685
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	46,295	36.8	946
	夜間対応型訪問介護	3,416	12.6	172
	地域密着型通所介護	402,188	596.8	19,452
	認知症対応型通所介護	85,213	82.7	3,439
	小規模多機能型居宅介護	252,000	143.2	5,648
	看護小規模多機能型居宅介護	33,730	18.1	627
	認知症対応型共同生活介護	682,789	257.4	13,904
	地域密着型特定施設入居者生活介護	19,718	10.4	350
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	211,289	75.7	2,344
	計	1,736,638	1,182.6	46,882
施設	介護老人福祉施設	1,847,256	690.7	8,057
	介護老人保健施設	1,306,490	566.2	4,285
	介護療養型医療施設	199,799	73.0	912
	介護医療院	23,724	12.4	145
	計	3,377,270	1,284.6	13,399
合計	9,910,728	5,179.2	244,054	

※事業所数は短期利用等を含む延べ数である。

【出典】厚生労働省「平成30年度介護給付費等実態統計」

(注1) 介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費は、平成30年度(平成30年5月～平成31年4月審査分(平成30年4月～平成31年3月サービス提供分)、請求事業所数は、平成31年4月審査分である。

(注3) 利用者数は、平成30年4月から平成31年3月の1年間において一度でも介護サービスを受給したことのある者の数であり、同一人が2回以上受給した場合は1人として計上している。ただし、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (平成30年度介護報酬改定)

改定事項

○基本報酬

①生活機能向上連携加算の創設

②オペレーターに係る基準の見直し

③介護・医療連携推進会議の開催方法・頻度の緩和

④同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬

⑤地域へのサービス提供の推進

⑥ターミナルケアの充実

⑦医療ニーズへの対応の推進

⑧介護職員処遇改善加算の見直し

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本報酬 (平成30年度介護報酬改定)

単位数

	＜現行＞		＜改正後＞
一体型（訪問看護なし）			
要介護1	5,658単位	➡	5,666単位
要介護2	10,100単位		10,114単位
要介護3	16,769単位		16,793単位
要介護4	21,212単位		21,242単位
要介護5	25,654単位		25,690単位
一体型（訪問看護あり）			
要介護1	8,255単位	➡	8,267単位
要介護2	12,897単位		12,915単位
要介護3	19,686単位		19,714単位
要介護4	24,268単位		24,302単位
要介護5	29,399単位		29,441単位
連携型（訪問看護なし）			
要介護1	5,658単位	➡	5,666単位
要介護2	10,100単位		10,114単位
要介護3	16,769単位		16,793単位
要介護4	21,212単位		21,242単位
要介護5	25,654単位		25,690単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②オペレーターに係る基準の見直し (平成30年度介護報酬改定)

概要

- ア 日中（8時から18時）と夜間・早朝（18時から8時）におけるコール件数等の状況に大きな差は見られないことを踏まえ、日中についても、
- ・ 利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認めることとする。
 - ・ 夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。

【省令改正】

ただし、利用者へのサービス提供に支障がない場合とは、

- ・ ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、
- ・ 適切なコール対応ができない場合に備えて、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時に対応できる

体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合を言うこととする。

- イ オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。【省令改正】

<参考：オペレーターに求められる資格要件（現行）>

看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員、サービス提供責任者として3年以上従事した経験を持つ者

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ④同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬 (平成30年度介護報酬改定)

概要

- ア 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について以下の見直しを行う。
- i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供については、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する場合に600 単位／月の減算とされているが、建物の範囲を見直し、有料老人ホーム等（※）以外の建物も対象とする。
 - ii また、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50 人以上の場合は、減算幅を見直す。
- ※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- イ その際、減算を受けている者と、減算を受けていない者との公平性の観点から、減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

単位数

<現行>

減算等の内容	算定要件
600単位/月 減算	・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、 <u>有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u>)に居住する者



<改定後>

減算等の内容	算定要件
①600単位/月 減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
②900単位/月 減算	②事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者のうち、 <u>当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合</u>

集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価のイメージ図 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合)

脚注 :  減算となるもの  減算とならないもの

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と住宅が幅員の広い道路に隔てられている場合

当該住宅に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合(建物毎で計算) ⇒ 900単位減算

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と住宅が同一建物に併設している場合 ⇒ 600単位減算

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と住宅が隣接する敷地に併設している場合 ⇒ 600単位減算

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と住宅が公道を隔てた敷地に併設している場合 ⇒ 600単位減算

集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度額の計算方法の見直し等 (平成30年度介護報酬改定)

- 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

各種の訪問系サービス

- 訪問系サービスにおける同一建物等居住者に係る減算の適用を受ける者と当該減算の適用を受けない者との公平性の観点から、当該減算について区分支給限度基準額の対象外に位置付けることとし、当該減算の適用を受ける者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

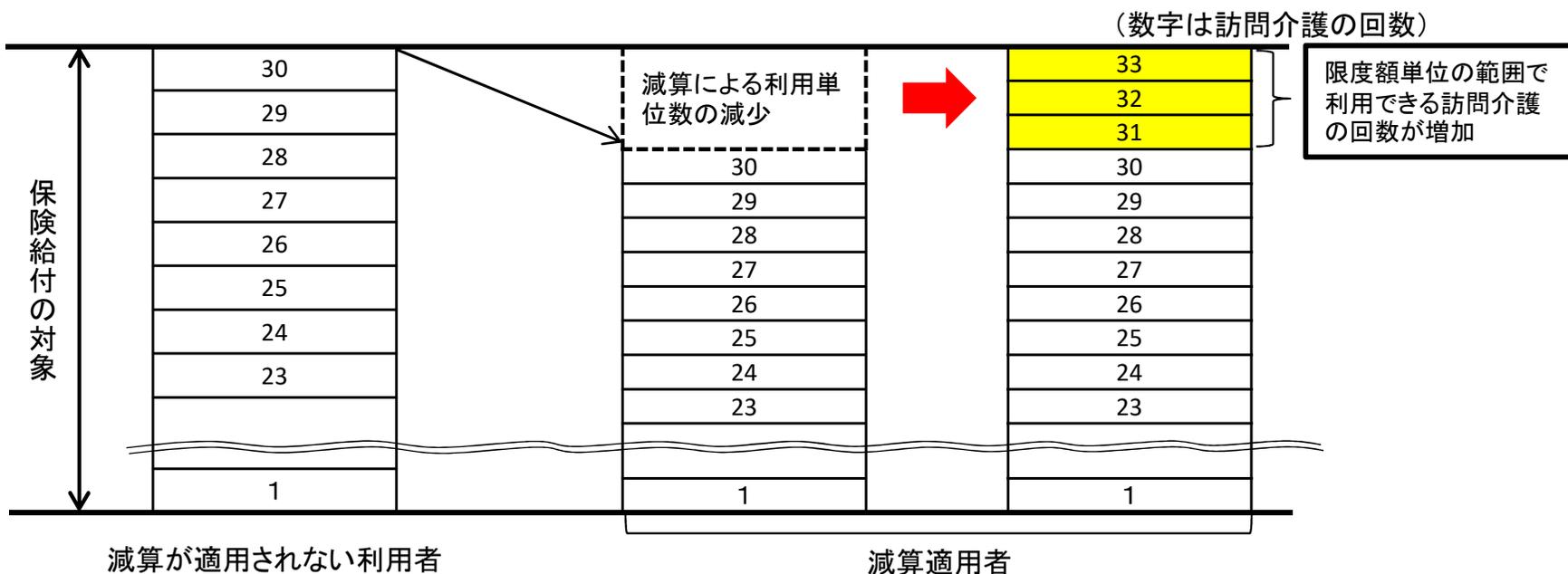
(参考) 有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について (抜粋)
(平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示)

<会計検査院が表示する意見(抜粋)>

- 介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。

<概念図>

限度額単位



定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑤地域へのサービス提供の推進 (平成30年度介護報酬改定)

概要

- 一部の事業所において、利用者の全てが同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態があることを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。【省令改正】

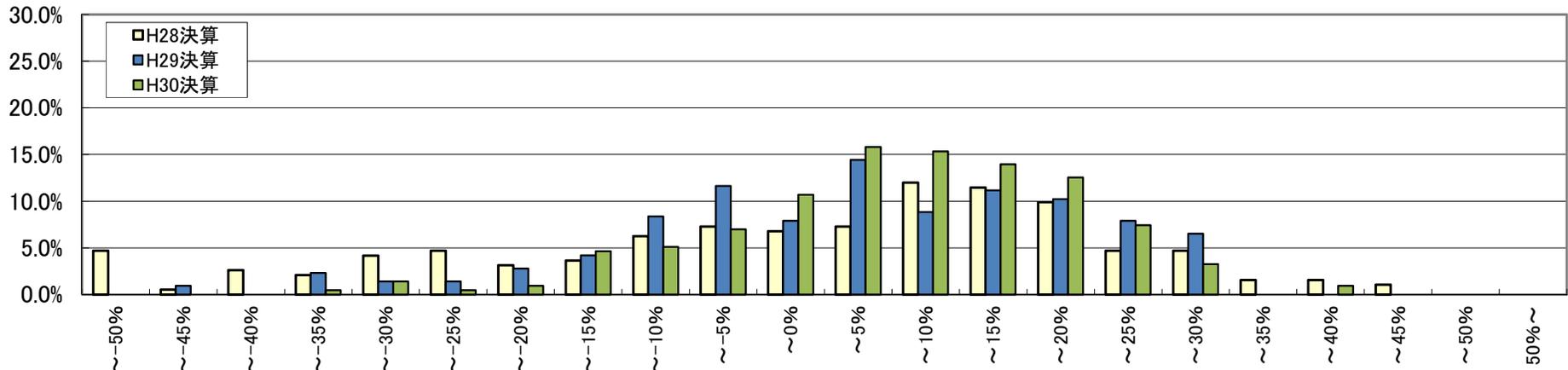
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の経営状況

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の収支差率は8.7%となっている。

■ 地域密着型サービスにおける収支差率 ()内は税引後収支差率

サービスの種類	令和元年度 概況調査		
	H29年度 決算	H30年度 決算	対29年度 増減
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3% (6.0%)	8.7% (8.5%)	+2.2%
夜間対応型訪問介護	※4.2% (※4.2%)	※5.4% (※5.3%)	+1.3%
地域密着型通所介護	4.4% (4.0%)	2.6% (2.3%)	△1.8%
認知症対応型通所介護〔予防を含む〕	6.0% (5.8%)	7.4% (7.2%)	+1.4%
小規模多機能型居宅介護〔予防を含む〕	3.4% (3.0%)	2.8% (2.5%)	△0.4%
認知症対応型共同生活介護〔予防を含む〕	5.1% (4.9%)	4.7% (4.4%)	△0.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護〔特定施設分以外を含む全体〕	1.9% (1.6%)	1.5% (1.2%)	△0.4%
地域密着型介護老人福祉施設	0.5% (0.5%)	2.0% (2.0%)	+1.5%
看護小規模多機能型居宅介護	4.6% (4.2%)	5.9% (5.6%)	+1.3%

注：収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。



注：H28決算結果は介護事業経営実態調査の結果

出典：令和元年度 介護事業経営概況調査結果

定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関連する各種意見

平成30年度介護報酬改定に関する審議報告(平成29年12月18日社会保障審議会介護給付費分科会) 抜粋

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の同一建物等居住者へのサービス提供に係る報酬の見直しについても、その実態を把握し、それらの結果を踏まえて、利用者がより良いサービスをより効率的に受けられるようにするという観点から、見直すべき点がないかを検討するべきである。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターの兼務など、各種の人員・設備基準の緩和については、サービスの質が維持されているのかなどについて検証するべきである。

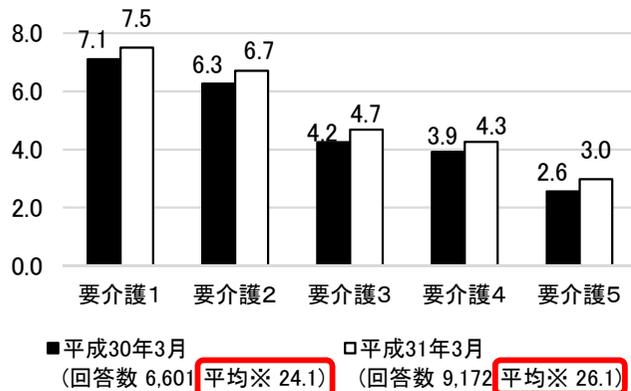
定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供状況に関する調査研究事業①

○基本情報 (2)利用者数の推移

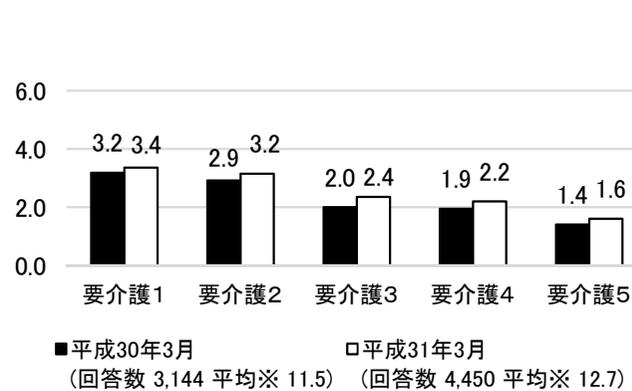
1事業所あたりの平均利用者数は、同一建物減算対象の有無に関わらず全ての要介護度において、平成30年3月から平成31年3月にかけて増加しており、合計では2.0人増加していた。利用者の平均要介護度は平成30年3月・平成31年3月ともに2.6であり、要介護度が低いほど利用者が多いという傾向であった。

また、利用者の世帯構成の割合をみると、独居世帯の利用者が82.7%と最も多かった。

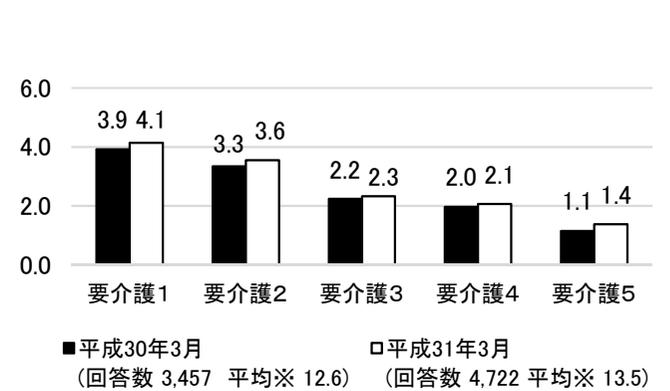
図表2 要介護度別 事業所あたり平均利用者数【Q5】



図表3 要介護度別 事業所あたり平均利用者数 (同一建物減算対象外の利用者)【Q5】

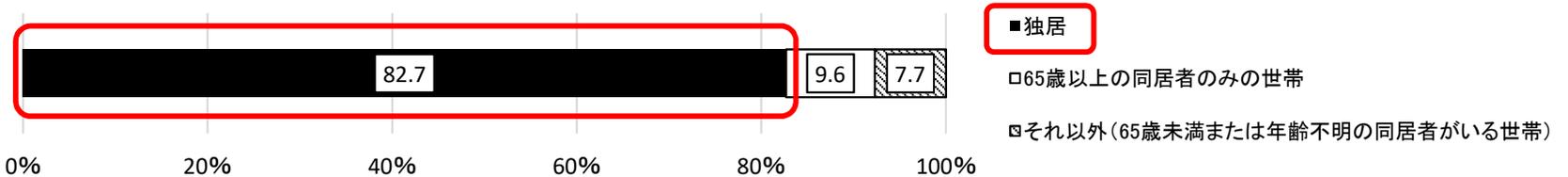


図表4 要介護度別 事業所あたり平均利用者数 (同一建物減算対象の利用者)【Q5】

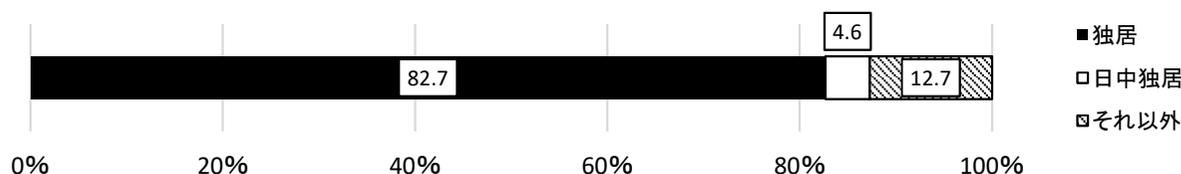


※「平均」:1事業所あたりの平均利用者数

図表5 平成31年3月時点の利用者の世帯構成の割合(独居・65歳以上の同居者のみ世帯・それ以外)【Q7】(回答数 8,451)



図表6 平成31年3月時点の利用者の世帯構成の割合(独居・日中独居・それ以外)【Q7】(回答数 8,451)

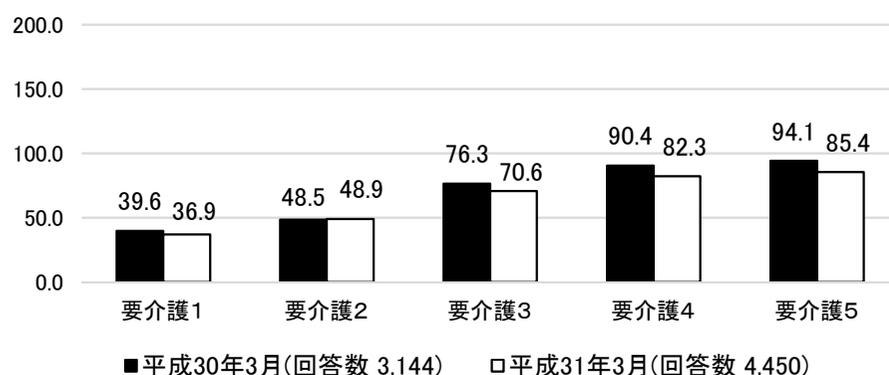


定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供状況に関する調査研究事業②

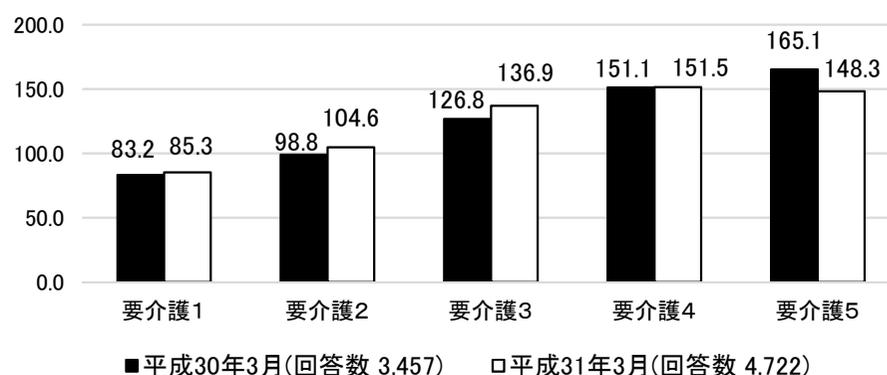
○基本情報 (3)サービス提供回数の推移

同一建物減算対象の有無別の1か月のサービス提供回数(平成30年3月・平成31年3月)を比較すると、定期巡回・随時訪問ともに同一建物減算対象者への提供回数の方が多かった。また、平成30年3月から平成31年3月にかけて、要介護5の利用者への提供回数は減少傾向であった。

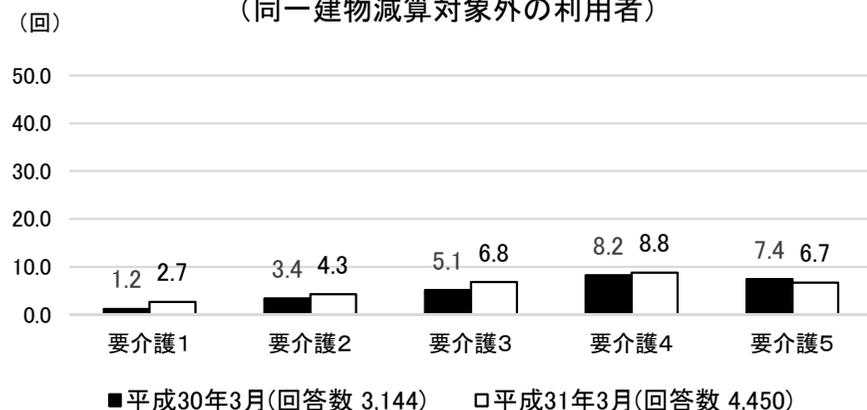
図表7 定期巡回 一人あたりの平均提供回数【Q5】
(同一建物減算対象外の利用者)



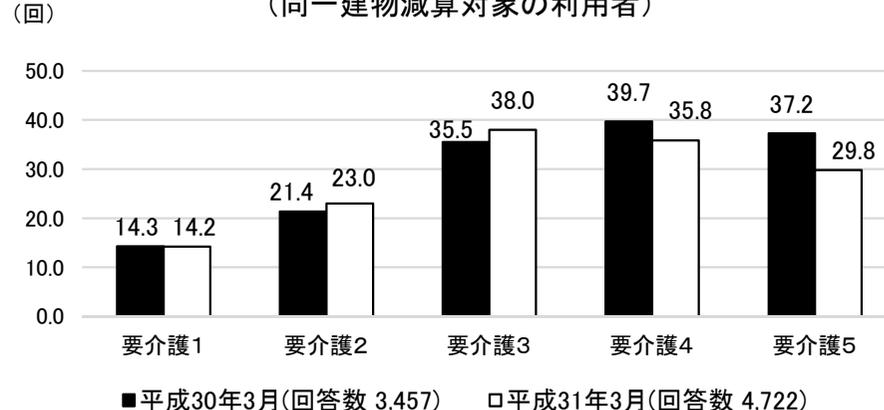
図表8 定期巡回 一人あたりの平均提供回数【Q5】
(同一建物減算対象の利用者)



図表9 随時訪問 一人あたりの平均提供回数【Q5】
(同一建物減算対象外の利用者)



図表10 随時訪問 一人あたりの平均提供回数【Q5】
(同一建物減算対象の利用者)



1. 改定による影響 (3)同一建物等居住者の場合の報酬、(4)地域へのサービス提供推進 ①

改定前と比較して、同一建物減算対象でない利用者の割合は僅かに上昇していた。一方、事業所あたりの利用者の中の同一建物減算対象者の比率で見ると、0割(全て同一建物減算対象でない利用者)の事業所も増加していたが、10割(全て同一建物減算対象者)の事業所も増加している状況であった。

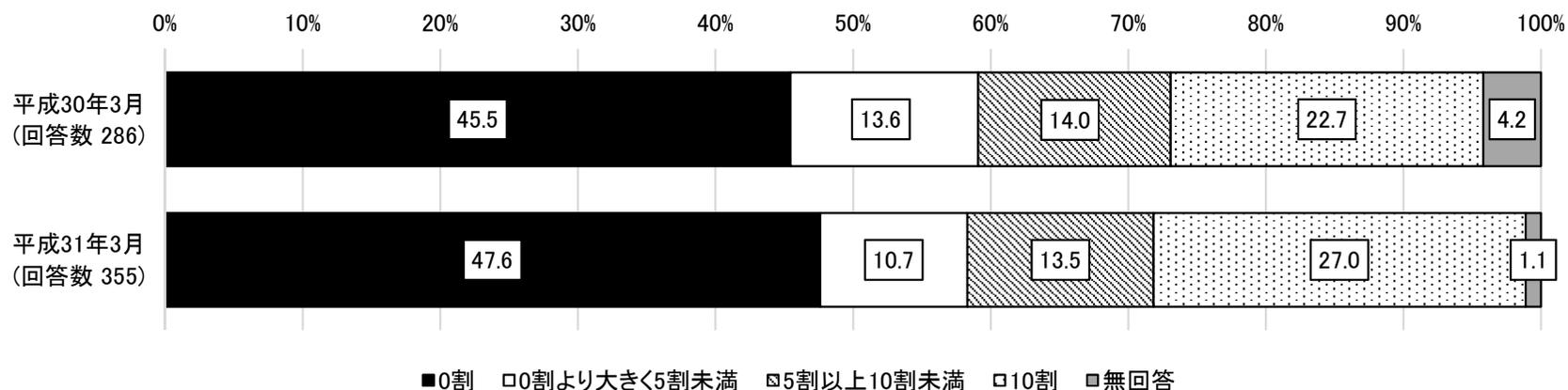
図表25

平成30年3月・平成31年3月における同一建物減算対象有無別の利用者数・割合(1事業所あたり)【Q5】

区分	1事業所あたりの平均値(割合)	
	平成30年3月(回答数 274)	平成31年3月(回答数 351)
同一建物減算対象外の利用者・割合	11.5 (47.6%)	12.7 (48.5%)
同一建物減算対象の利用者数・割合	12.6 (52.4%)	13.5 (51.5%)

図表26

利用者の中の同一建物減算対象者の比率【Q5】



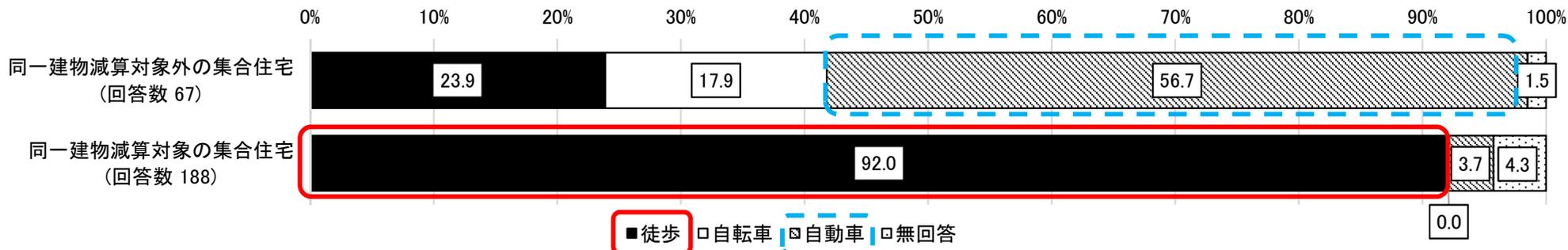
1. 改定による影響 (3)同一建物等居住者の場合の報酬、(4)地域へのサービス提供推進 ②

集合住宅への移動方法は、同一建物減算対象の場合は92.0%が徒歩であるのに対し、同一建物減算対象外の場合には自動車の割合が56.7%と最も高かった。

また、集合住宅への移動時間は、同一建物減算対象の場合は5分以内である割合が92.0%となっていたが、同一建物減算対象外の場合は5分以内である割合が34.4%であり、20分以内(10～20分)の割合が29.9%と高かった。

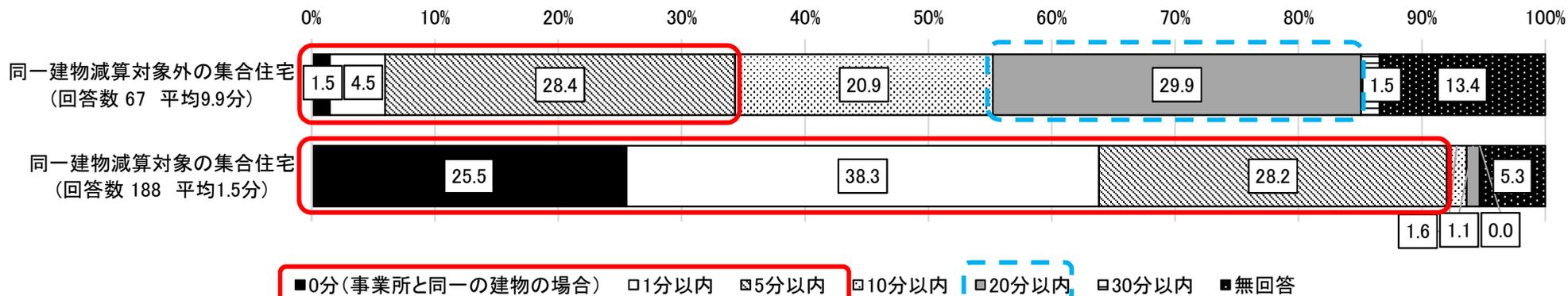
図表27

利用者の多い集合住宅への主な移動手段(同一建物減算有無別)【Q9】



図表28

利用者の多い集合住宅までの移動時間【Q9】



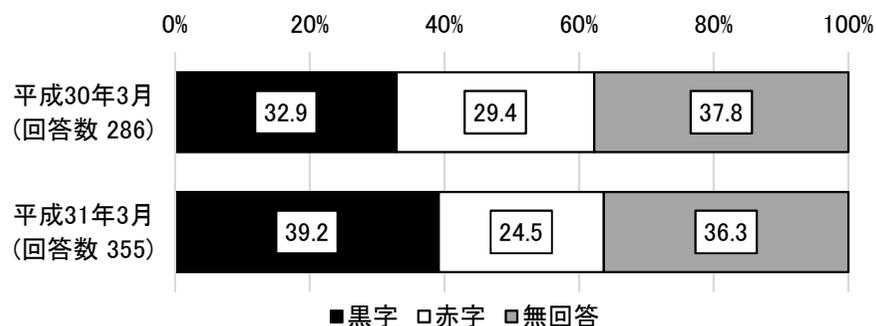
定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供状況に関する調査研究事業⑤

【参考】事業収支の状況

回答事業所における収支状況は平成30年3月から平成31年3月にかけて黒字事業所の割合が6.3ポイント増加していた。同一建物減算の割合別でみると、殆どの群において平成30年3月から平成31年3月にかけて黒字事業所の割合が上昇していたが、減算対象集合住宅に居住する利用者が半数以上(10割未満)の群のみ黒字事業所の割合が低下していた。

図表43

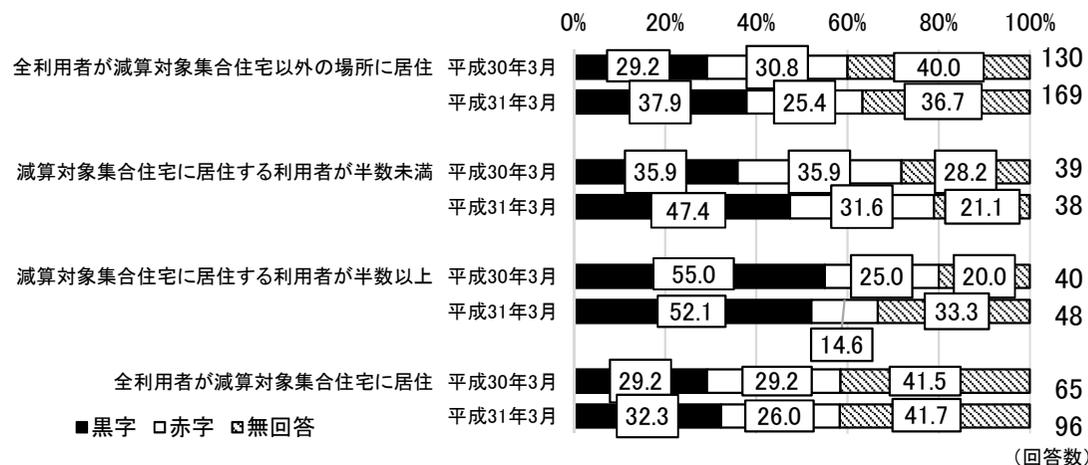
事業所の収支状況(※)【Q54-67】



※アンケート実施時点(令和元年11月頃)に休止・廃止している事業所は回答していない。
 ※事業所によっては本部経費や本社経費等が含まれていない可能性がある。
 ※複数事業で兼務している場合の支出の切り分け方は事業所によって様々で、統一されていない。

図表44

収支状況(同一建物減算の割合別)【Q5およびQ54-67】



図表45

【同一建物減算の割合別の平均運営日数・利用者数・要介護度・定期巡回回数・随時訪問回数(無回答の事業所は除く)】

区分		平均運営日数		平均利用者数		平均要介護度		一人あたり一日あたり定期巡回回数		一人あたり一日あたり随時訪問回数	
		黒字	赤字	黒字	赤字	黒字	赤字	黒字	赤字	黒字	赤字
全利用者が減算対象集合住宅以外の場所に居住	平成30年3月	1,129.1	904.4	24.1	15.4	2.5	2.6	1.6	2.0	0.1	0.0
	平成31年3月	1,163.2	1,151.3	23.2	17.0	2.6	2.7	1.9	2.5	0.1	0.2
減算対象集合住宅に居住する利用者が半数未満	平成30年3月	1,273.1	938.4	33.0	20.6	3.0	2.5	2.6	2.0	0.6	0.3
	平成31年3月	1,384.2	1,398.8	35.6	20.3	2.7	2.7	2.3	2.6	0.5	0.2
減算対象集合住宅に居住する利用者が半数以上	平成30年3月	1,065.5	801.3	26.9	23.7	2.6	2.6	3.2	3.2	0.3	0.1
	平成31年3月	1,177.2	566.6	29.1	18.4	2.5	2.4	3.5	3.7	0.3	0.3
全利用者が減算対象集合住宅に居住	平成30年3月	900.1	798.4	57.6	24.9	2.3	2.1	3.7	3.0	0.9	0.6
	平成31年3月	1,106.7	932.8	44.6	32.2	2.4	2.3	3.5	3.4	0.8	0.9

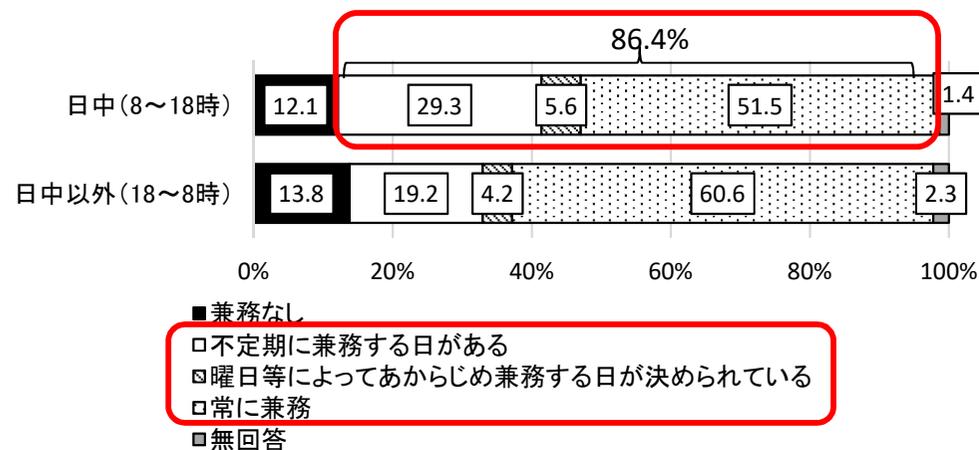
定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供状況に関する調査研究事業⑥

1. 改定による影響 (1)オペレーターに係る基準の見直しによる影響 ①

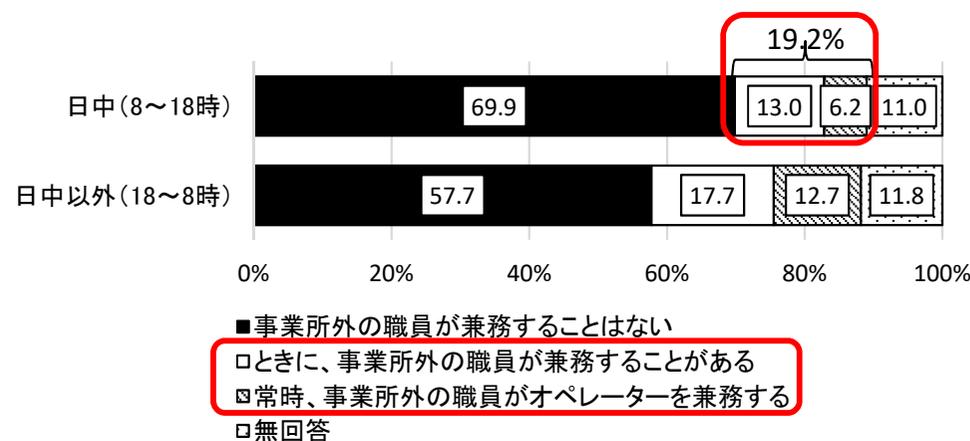
日中の随時訪問介護員との兼務は86.4%、同一敷地内建物等の職員による兼務は19.2%の事業所が兼務体制を敷いていた。また、日中のオペレーターの集約状況は13.8%の事業所が集約をしていた。

オペレーターの配置変更による利用者へのサービス内容等の変化では、回答のあった全ての事業所が「配置変更前と変わらない質のサービスを提供できている」と回答していた。

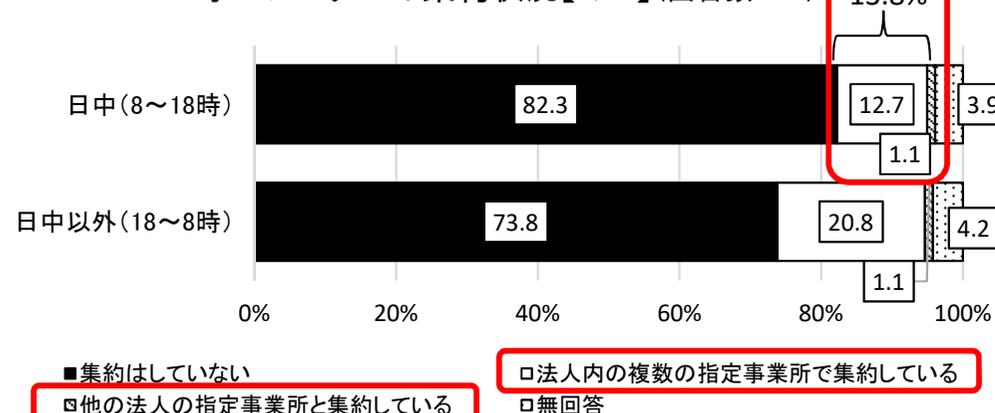
図表11 随時訪問介護員との兼務【Q13】(回答数 355)



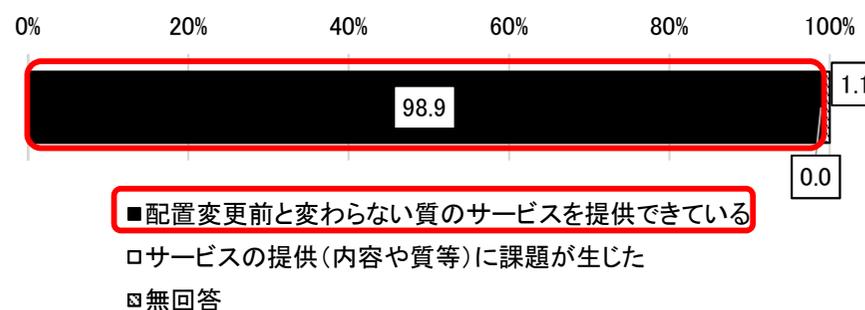
図表12 同一敷地内建物等の職員による兼務【Q14】(回答数 355)



図表13 オペレーターの集約状況【Q15】(回答数 355)



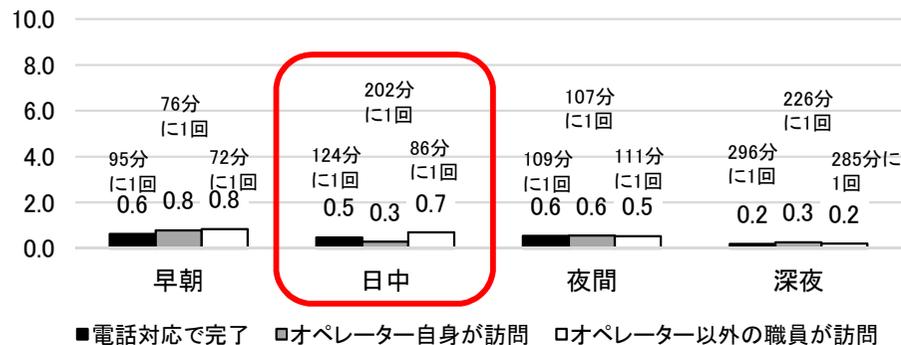
図表14 基準見直しによる利用者へのサービス内容等の変化【Q16】(回答数 95)



1. 改定による影響 (1)オペレーターに係る基準の見直しによる影響 ②

1時間あたりのコール件数を比較すると、同一建物減算対象の利用者へのコール件数は、時間帯・対応別の全てにおいて同一建物減算対象外の利用者のコール件数よりも多かった。同一建物減算対象外の利用者へのコール対応は、電話対応で完了・オペレーター自身が訪問・オペレーター以外の職員が訪問でそれぞれ概ね同程度であった。また、同一建物減算対象の利用者への対応は、オペレーター自身またはオペレーター以外の職員による訪問が多かった。

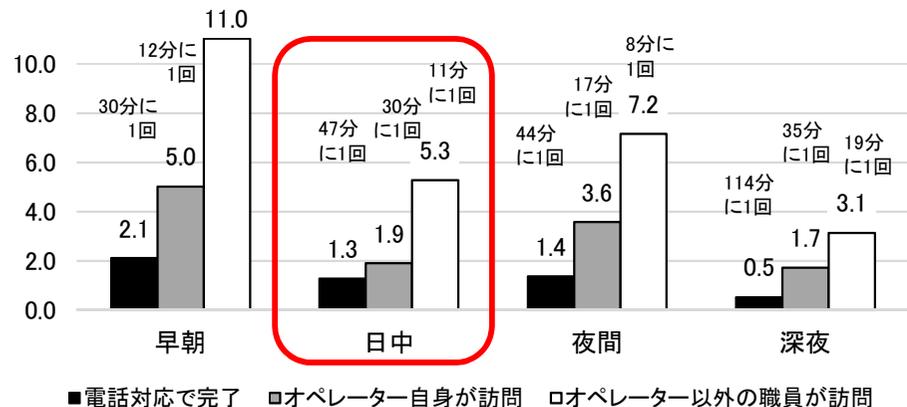
図表15 時間帯・対応別コール平均回数(1時間あたり)
同一建物減算対象外の利用者【Q17】



図表16

区分	同一建物減算対象外の利用者のコール回数 (1時間あたり)											
	早朝			日中			夜間			深夜		
	電話	OP訪問	OP以外訪問	電話	OP訪問	OP以外訪問	電話	OP訪問	OP以外訪問	電話	OP訪問	OP以外訪問
平均回数	0.6	0.8	0.8	0.5	0.3	0.7	0.6	0.6	0.5	0.2	0.3	0.2
回答数	202	205	189	214	220	207	207	210	198	202	204	193

図表17 時間帯・対応別コール平均回数(1時間あたり)
5分に1回 同一建物減算対象の利用者【Q17】



図表18

区分	同一建物減算対象の利用者のコール回数 (1時間あたり)											
	早朝			日中			夜間			深夜		
	電話	OP訪問	OP以外訪問	電話	OP訪問	OP以外訪問	電話	OP訪問	OP以外訪問	電話	OP訪問	OP以外訪問
平均回数	2.1	5.0	11.0	1.3	1.9	5.3	1.4	3.6	7.2	0.5	1.7	3.1
回答数	177	195	181	183	198	187	177	196	183	175	196	180

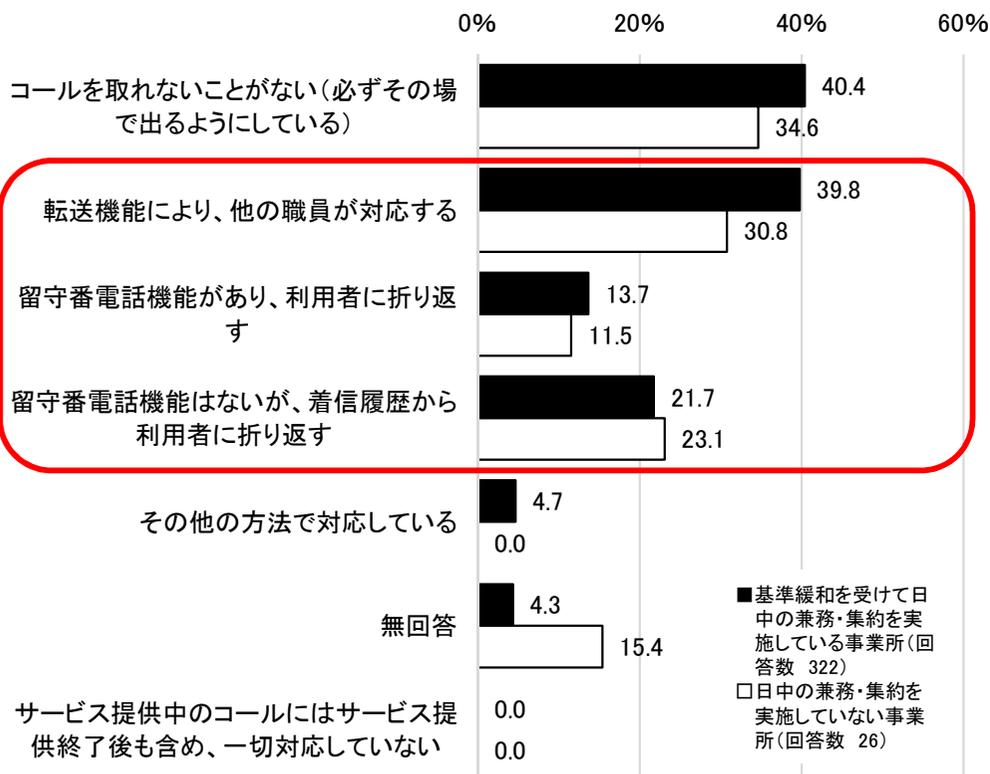
1. 改定による影響 (1)オペレーターに係る基準の見直しによる影響 ③

基準緩和を受けたオペレーターの配置変更有無に関わらず、サービス提供中のコールを取れなかった場合には、転送機能・着信履歴からの折り返し・留守番電話機能等の方法で対応されていた。また、同時コールがあった場合にも、転送機能・着信履歴からの折り返し・留守番電話機能・キャッチホン機能等の方法で対応されていた。

図表19

サービス提供中のコールを取れなかった場合の対応
(日中のオペレーターの兼務・集約の実施有無別)
【Q18およびQ13-15】

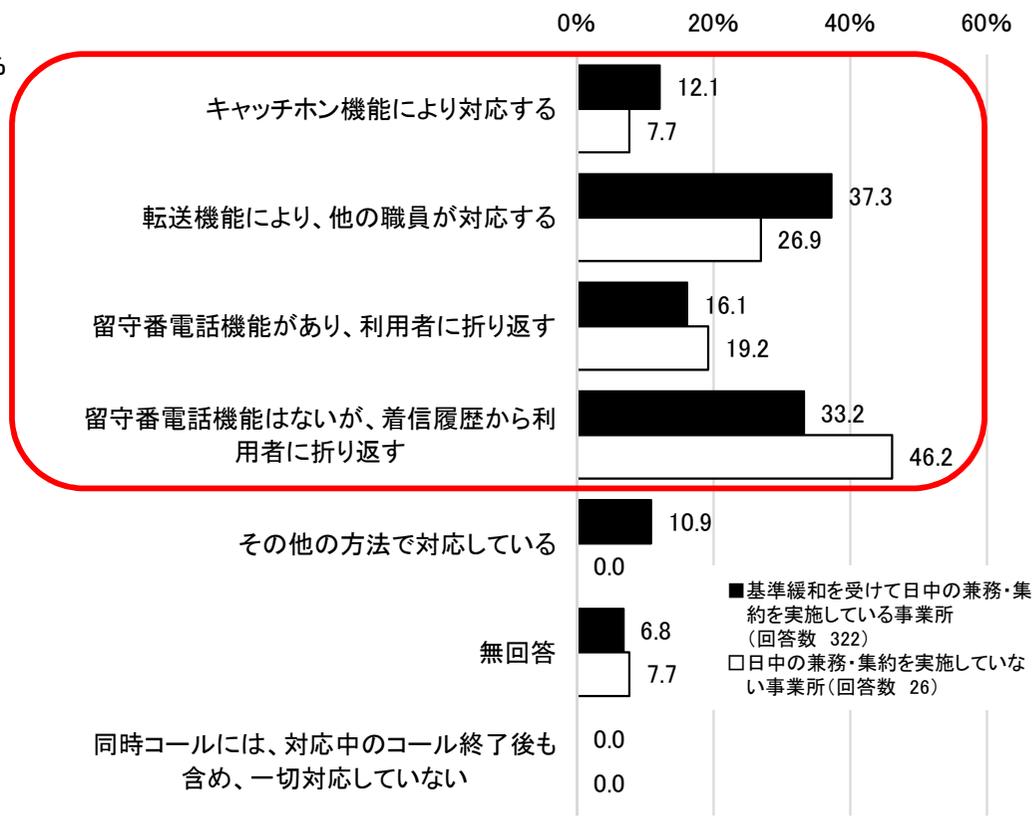
(複数回答)



図表20

オペレーターによる同時コール対応
(日中のオペレーターの兼務・集約の実施有無別)
【Q19およびQ13-15】

(複数回答)

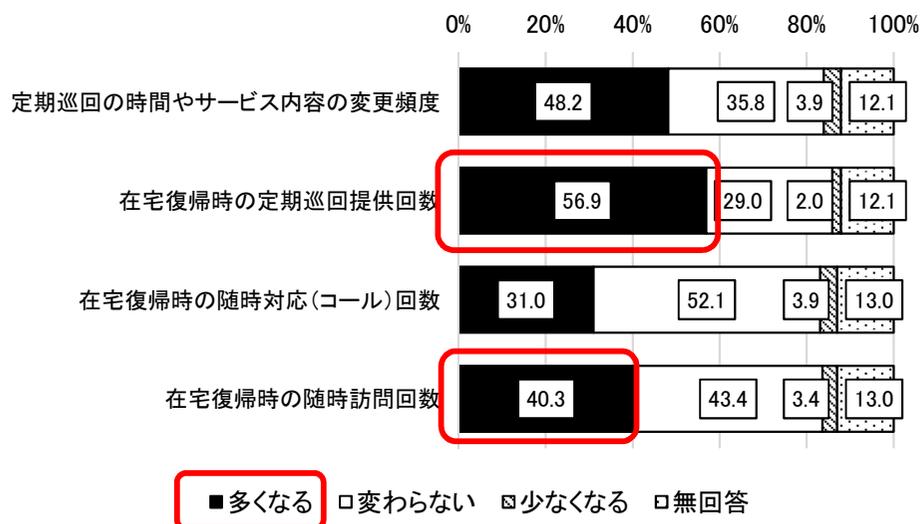


2. その他 ①在宅復帰時のサービス提供、指定権者における制度・ルール

退院・退所時の在宅復帰となる利用者に対しては、56.9%の事業所が通常時よりも定期巡回サービスの提供量を増やしており、40.3%の事業所が随時訪問のサービス提供量を増やしている状況であった。

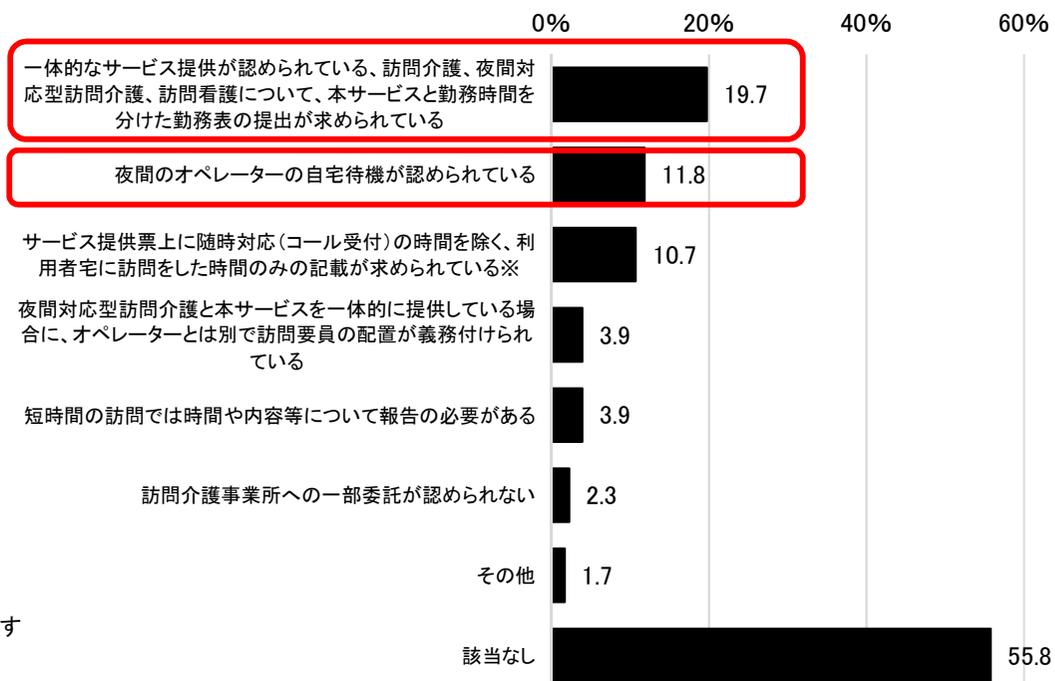
また、指定権者における制度・ルールとして、「一体的なサービス提供が認められている、訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護について、本サービスと勤務時間を分けた勤務表の提出が求められている」ケースが多く、次いで「夜間のオペレーターの自宅待機が認められている」、「サービス提供票上に随時対応(コール受付)の時間を除く、利用者宅に訪問をした時間のみの記載が求められている」ケースが多い状況であった。

図表34 通常(在宅復帰時や看取り以外)に比べて在宅復帰時のサービス提供頻度【Q45】(回答数 355)



※在宅復帰時とは病院や老人保健施設等から在宅に戻って本サービスを利用する時を指す

図表35 指定権者における制度・ルール【Q25】(回答数 355) (複数回答)

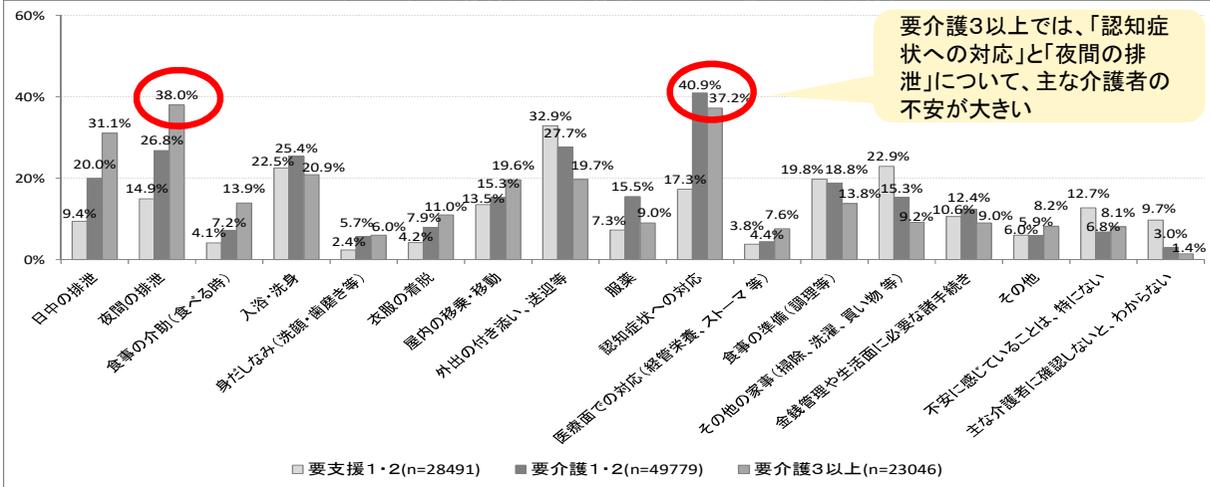


※例えば、随時対応(コール受付)を含めた24時間のサービス提供時間(例えば0:00~24:00)の1本での記載が認められていない

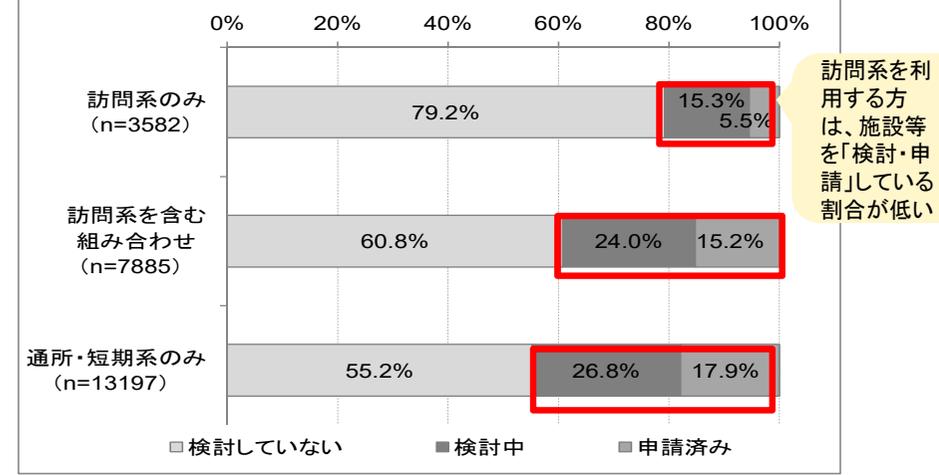
在宅介護の実態①(訪問系サービス利用と施設等検討の状況の関係)

- 主な介護者が不安を感じる介護は、要介護3以上では「認知症状への対応」「夜間の排泄」が多いが、訪問回数の増加に伴い、不安を感じる割合が低下している。
- 「訪問系」サービスを利用する方は「施設等の検討・申請割合」が低くなっている。

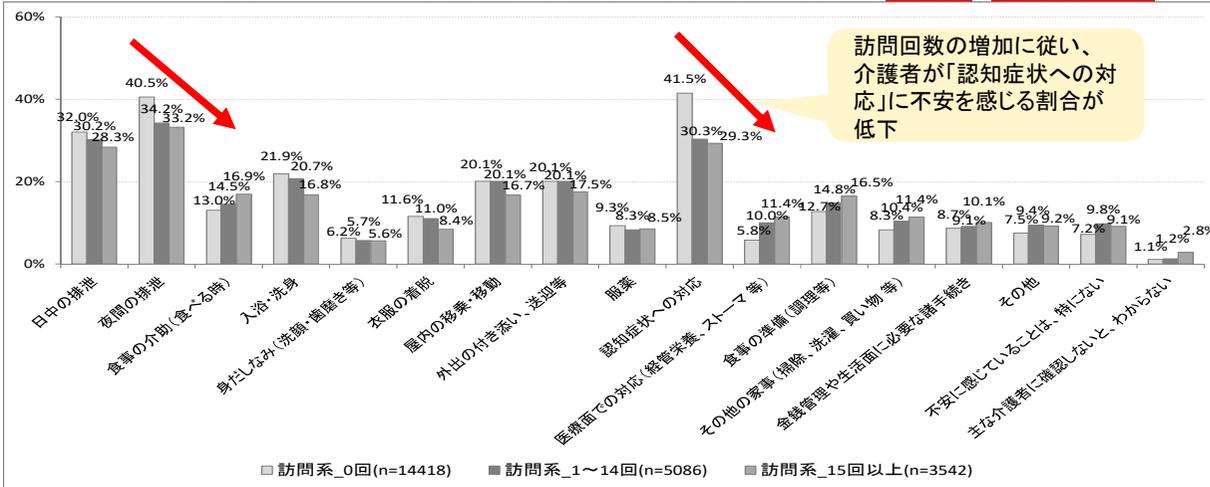
図表1 要介護度別・介護者が不安を感じる介護



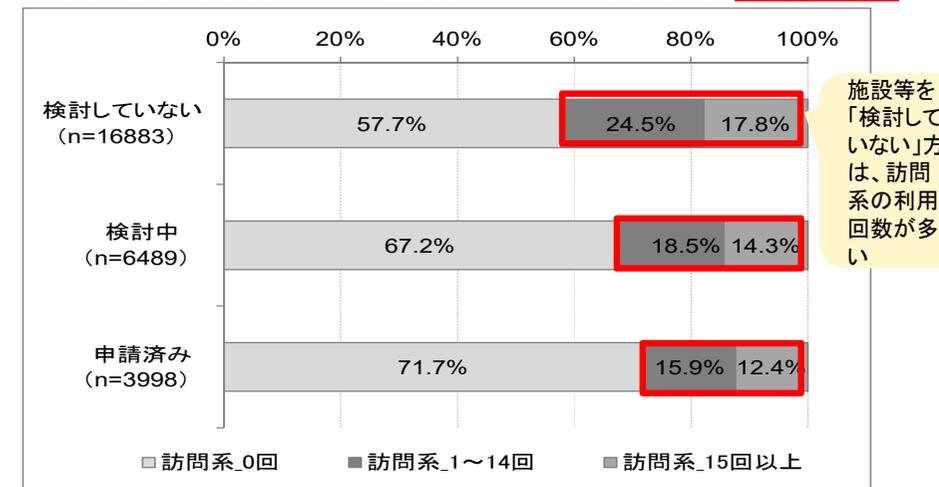
図表3 サービスの利用の組み合わせと施設等検討の状況(要介護3以上)



図表2 サービス利用回数と介護者が不安を感じる介護(訪問系、要介護3以上)



図表4 施設等検討の状況と訪問系サービスの利用回数(要介護3以上)



◆「集計結果の傾向」に基づく「考察」の一例(抜粋)

(2) 多頻度の訪問を含む、複数の支援・サービスを組み合わせたサービス提供

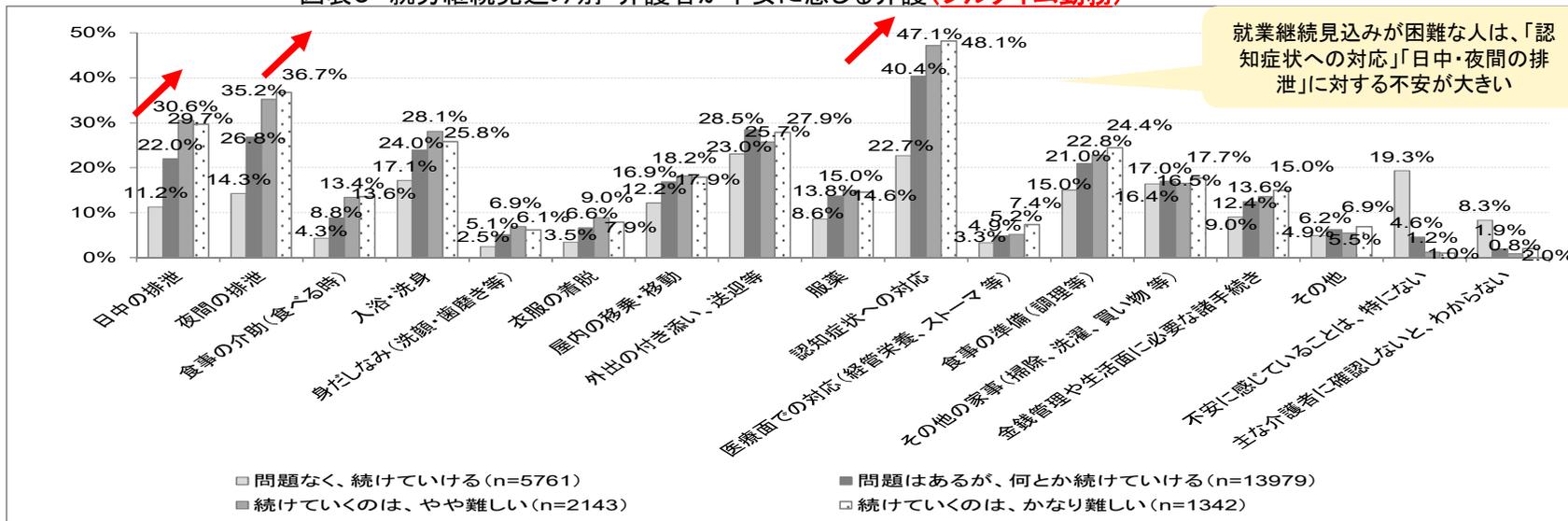
- 訪問系サービスを頻回に利用しているケースでは、「認知症状への対応」や「夜間の排泄」に係る介護者不安が軽減されるとともに、「施設等検討割合」が低下する傾向がみられました。
- このような多頻度の訪問系サービスの提供を実現するためには、**定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めていくことが効果的である**と考えられます。

(注) サービス利用回数は1月あたり

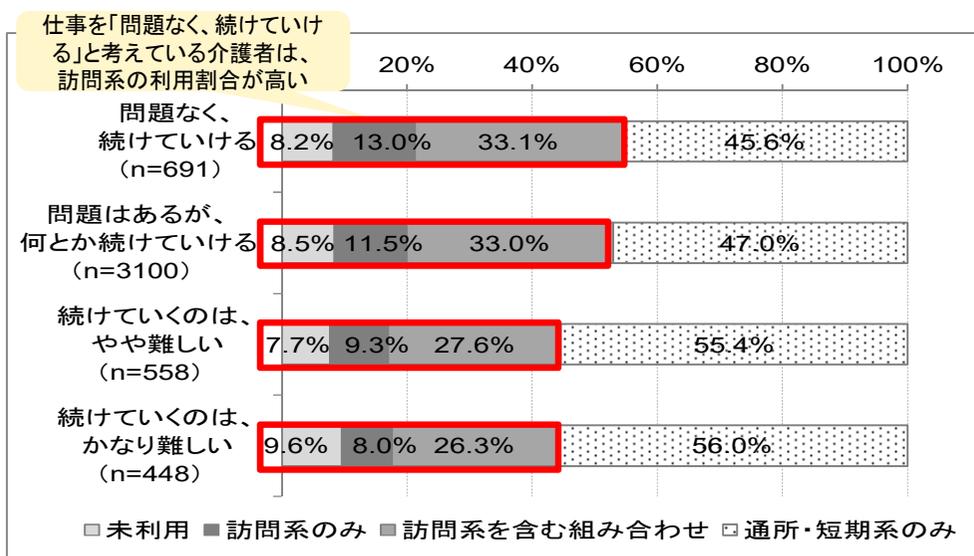
在宅介護の実態②(訪問系サービス利用と就労継続の意向の関係)

- 就業継続が困難と考える介護者が不安に感じる介護としては、「認知症状への対応」「日中・夜間の排泄」が高い傾向である。
- 就業の継続が可能と考える介護者は、「訪問系」の利用割合が高く、利用回数が多い傾向にある。

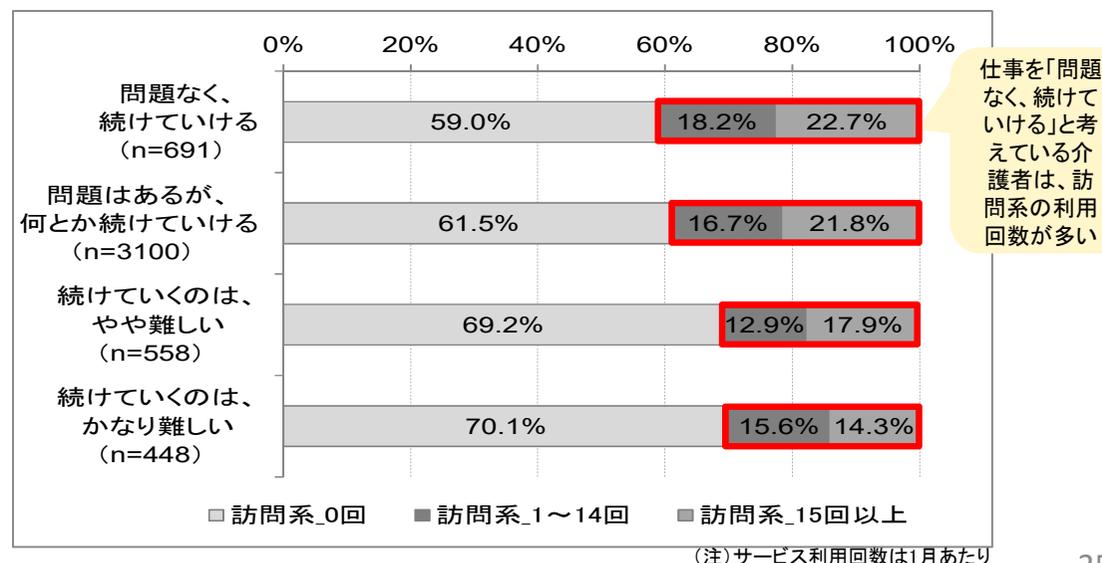
図表5 就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護(フルタイム勤務)



図表6 就業継続の意向と訪問系サービスの利用割合(要介護3以上・フルタイム勤務)



図表7 就業継続の意向と訪問系サービスの利用回数(要介護3以上・フルタイム勤務)



第7期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

平成29(2017)年度
実績値 ※1

令和2(2020)年度
推計値 ※2

令和7(2025)年度
推計値 ※2

○ 介護サービス量

	平成29(2017)年度 実績値 ※1	令和2(2020)年度 推計値 ※2	令和7(2025)年度 推計値 ※2
在宅介護	343 万人	378 万人 (10%増)	427 万人 (24%増)
うちホームヘルプ	110 万人	122 万人 (11%増)	138 万人 (26%増)
うちデイサービス	218 万人	244 万人 (12%増)	280 万人 (28%増)
うちショートステイ	39 万人	43 万人 (9%増)	48 万人 (23%増)
うち訪問看護	48 万人	59 万人 (22%増)	71 万人 (47%増)
うち小規模多機能	10 万人	14 万人 (32%増)	16 万人 (55%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	1.9 万人	3.5 万人 (84%増)	4.6 万人 (144%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	0.8 万人	2.1 万人 (172%増)	2.9 万人 (264%増)
居住系サービス	43 万人	50 万人 (17%増)	57 万人 (34%増)
特定施設入居者生活介護	23 万人	28 万人 (21%増)	32 万人 (41%増)
認知症高齢者グループホーム	20 万人	22 万人 (13%増)	25 万人 (26%増)
介護施設	99 万人	109 万人 (10%増)	121 万人 (22%増)
特養	59 万人	65 万人 (11%増)	73 万人 (25%増)
老健	36 万人	38 万人 (6%増)	41 万人 (17%増)
介護療養等	5.0 万人	5.5 万人 (10%増)	6.4 万人 (28%増)

※1) 2017年度の数値は介護保険事業状況報告(平成29年12月月報)による数値で、平成29年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。

在宅介護の総数は、便宜上、同報の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの受給者数の合計値。

在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護(予防給付、総合事業への移行分は含まない。なお、予防給付を含んだ場合は、119万人)、訪問リハ(予防給付を含む。)、

夜間対応型訪問介護の合計値。デイサービスは通所介護(予防給付、総合事業への移行分は含まない。なお、予防給付を含んだ場合は229万人)、通所リハ(予防給付を含む。)、

認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。ショートステイは、短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。)の合計値。

居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。

※2) 平成32(2020)年度及び平成37(2025)年度の数値は、全国の保険者が作成した第7期介護保険事業計画における推計値を集計したもの。

なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

※介護離職ゼロに向けた基盤整備の対象サービス

： 特養、老健、ケアハウス、小規模多機能型居宅介護、**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**、看護小規模多機能型居宅介護、認知症GH、サービス付き高齢者向け住宅

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

<現状と課題>

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の訪問を行うもの（平成24年度創設）。
- 基準については、事業の実施方法等に応じた柔軟な人材配置が可能となっている。
- 請求事業所数、受給者数、費用額は年々増加。
- 前回の平成30年度介護報酬改定では、基本報酬の引き上げに加え、主に以下を実施した。
 - 同一建物等居住者に関する減算の対象の拡大、一定条件を満たす場合の減算幅の拡大
 - オペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員との兼務を認める等の人員基準の緩和
- これらの点に関し、令和元年度の改定検証調査を行ったところ、以下の内容が確認出来た。
 - 同一建物減算対象の有無により、サービスの提供回数や、訪問のための移動方法、移動時間に違いがあった。
 - オペレーターの兼務については、兼務した場合でも、それまでと変わらない質のサービスを提供できていた。
 - 指定権者（市町村）によっては、人員配置等に関して、独自の制度・ルールが設けられているケースがある。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護者の在宅生活継続や介護者の就労継続に資するものであり、「介護離職ゼロ」に向けた基盤整備の対象サービス。第7期介護保険事業計画では、平成29年度（2017年度）実績値1.9万人から、令和7年（2025）年度にかけて4.6万人（144%増）の見込み量となっている。

<論点>

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、限られた介護人材を有効に活用しながら、効率的なサービス実施を可能とする観点から、どのような方策が考えられるか。